

# 平成26年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

平成26年6月11日 開会

平成26年6月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成26年第2回新十津川町議会定例会

平成26年6月11日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 報告第2号 平成25年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第3号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第9 報告第4号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第10 議案第28号 新十津川町税条例等の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第29号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第12 議案第30号 平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第13 議案第31号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第14 議案第32号 定住自立圏形成協定の締結について（内容説明まで）
- 第15 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第16 議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（内容説明まで）

### ◎出席議員（11名）

- |     |     |    |   |     |    |    |   |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 安中  | 経人 | 君 | 2番  | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番  | 青田  | 良一 | 君 | 4番  | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番  | 笹木  | 正文 | 君 | 6番  | 平澤 | 豊勝 | 君 |
| 7番  | 長名  | 實  | 君 | 8番  | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番  | 樋坂  | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 |     |    |    |   |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植	田	満	君							
副	町	長	佐	川	純	君						
教	育	長	熊	田	義	信	君					
総	務	課	長	藤	澤	敦	司	君				
住	民	課	長	遠	藤	久	美	子	君			
会	計	課	長	乗	松	真	寿	美	君			
保	健	福	祉	課	長	長	谷	川	雄	士	君	
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	小	林	透	君
建	設	課	長	村	中	忠	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	野	崎	勇	治	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

事	務	局	長	高	宮	正	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。皆さんご起立ください。  
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎表彰状の伝達

- 議長（長谷川秀樹君） 開会に先立ちまして、報告をいたします。  
北海道町村議会議長会表彰規定に基づき、町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった者として、去る6月5日の北海道町村議会議長会定期総会において、長名實君が表彰されました。受賞者に表彰状を伝達いたしますので、長名實君、前の方にお進み願います。

〔7番 長名 實君〕

- 議長（長谷川秀樹君） 表彰状。新十津川町議会、長名實殿。あなたは、議会議員として15年以上にわたり地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年6月5日、北海道町村議会議長会会長、萬和男代読。

〔表彰状の伝達〕

---

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成26年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

5番、笹木正文君。6番、平澤豊勝君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日より6月13日までの3日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願ひます。

滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、安中経人君よりお願ひいたします。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） 議長よりご指示がありましたので、滝川地区広域消防事務組合議会の報告をいたします。3月25日第1回臨時会、5月21日第2回臨時会についてであります。

初めに3月25日開催の第1回臨時会について。本議会からは、長名議員、青田議員と私3名のほか全員出席のもと開催され、付議案件2件についてであります。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。内容は、平成23年人事院勧告に伴う国家公務員の俸給制度の改正に準じ、一般職員の給与制度の改正を行うこととするものであり、給料の切り替えに伴う経過措置について、平成26年4月1日に廃止するものであります。提案のとおり原案可決したものでございます。なお、この改正に伴い、対象者は1名とのことであります。

次に、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。内容は、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入すること、また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町・上川町が単独組織されることに伴い加入。また、赤平市が滝川地区広域消防事務組合の構成団体となることから脱退すること。これ

らについて、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について、法手続きのため議会へ協議をするものであります。これは、提案どおり可決ということでございます。

次に、5月21日開催の第2回臨時会について。本議会からは、長名議員、青田議員と私の3名が出席。欠席1名の中、今回の議会より赤平市、芦別市が加わったことにより議員定数が6名増員となり、新たな議席の指定を行ったものであります。議席の指定は1番から9番議員は従前と同じとし、10番から15番まで追加し、赤平市、芦別市選出議員の議席指定をしたものであります。

会議については、報告1件、付議案件1件であります。報告第1号、専決処分、平成26年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算について、第1号でございます。歳入歳出にそれぞれ289万8千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,545万2千円とするものであります。専決処分日は平成26年4月28日であります。補正の内容は、芦別支署配備の消防車両の修繕に伴うものであります。なお、ここで質問が2件あり、予算措置が専決処分により行うことは不適切であるとの質問が2名よりあり、今後の対応に熟慮するとの答弁により、報告どおり承認されたものでございます。

議案第1号、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について。内容は、消防施行令の改正に伴い、対象火器器具等の扱いに関する規定の整備ほか、野外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務付けるものであります。これについても、原案どおり可決をしたものでございます。

以上、2回の会議に出席して参りましたので、関係書類を添えて報告といたします。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。行政報告を申し上げます。平成26年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。各課ごとに1ないし2項目程度に絞らせていただきまして報告をさせていただきます、それ以外のものについては、後ほどお目通しを願いたいというふうに思っております。

まず初めに、総務課の関係から申し上げます。

叙勲の関係でございます。去る2月14日にご逝去されました前新十津川町長の小畑莊一様に、3月14日付で特別叙勲旭日双光章が授けられました。また、春の叙勲において、永年にわたり、新十津川消防団第1分団長及び消防団長として町民の皆さん方の生命と財産を守る業務に携わっていただきました杉本正人様が瑞宝双光章を受章されたところでございます。これまでのご功績に対し、深く敬意と感謝を申し上げたいというふうに思ってお

ります。

続きまして、まちづくり懇談会でございますけれども、去年は、都合によって実施されない行政区もあったわけでございますけれども、今年度につきましては、11行政区全て対象とさせていただきます、まちづくり懇談会を実施させていただきました。なかなか住民の皆さん方の参加も少なかったようにも思っているところでもございますけれども、地域の参加されました住民の皆さん方のいろんなご意見もあったわけでございますから、できるものについては、しっかりと速やかに対応をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、2ページ目でございます。国、北海道への要望ということでございまして、平成27年度の事業要望について、5月26日に札幌開発建設部滝川道路事務所と同じく河川事務所、5月27日に空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所に対して、国道275号及び451号の整備、石狩川丘陵堤の早期完成と北海道管理河川の改修や樋門、樋管の改修について、それぞれ要望を行ったところでもございます。

その前に、国の機関、札幌開発建設部、北海道開発局に対しても、それぞれ河川、道路、国道についての要望をさせていただきました。ちょっとご報告を申し上げますけれども、国道451号、ご承知のとおり、平成5年に道道から国道に昇格をいたしてございます。なかなか屈曲蛇行というか、そういったようなこともあったり、それから里見峠、それから青山トンネルといったような大きな課題も抱えていわけでございますけれども、青山トンネルについては、今年度から補修に着手するということになってございます。また、里見峠も狭隘であり、なおかつ急カーブということでございまして、この線形改良のための今年度は調査設計をしていただけるというふうなことでございますので、非常に今後においては、住民の皆さん方の交通安全という視点に立ちますと、良い方向に向かっていっているのかなど。いずれにしましても、早期に完成することを期待をしているところでございます。

続きまして、会計課の関係でございます。

平成25年度の会計閉鎖が5月31日をもって会計が閉鎖されました。一般会計の歳入総額は57億3,291万4,163円でございます。歳出総額は55億1,421万9,005円。歳入歳出の差引額が2億1,869万5,158円となりました。繰越明許費の一般財源分403万6千円を平成26年度に繰り越し、差引実質収支額につきましては、2億1,465万9,158円を財政調整基金に積み立をさせていただきます。これにより全基金の現在高は、46億5,030万8,005円ということになってございます。

次に、住民課の関係を申し上げます。

人口の動態でございますけれども、これも毎回ご報告をさせていただいているところでございます。人口動態につきましては、5月31日現在の人口は6,950人で、前年比73人の減少となっております。世帯数は2,970戸で、前年比10戸の増加となっております。また、65歳以上の高齢者数をみますと、2,461人と前年対比で59人増加し、高齢化率は35.4パーセントと前年より1.2ポイント増加ということになってございます。そこの下段に、単純に人口の増減が書いてございますので、出生、死亡、そして転出、転入合わせまして16人の減少ということになってございます。

続きまして、飛びますけれども、6ページ、町税等でございます。

町税等の平成25年度収納率でございますけれども、現年度分町税5税の合計の収納率は、

99.54パーセントであり、前年と比べて0.08ポイント上昇してございます。滞納繰越分については、9.95パーセントで前年と比べまして8.67ポイント低下しているということでございます。内訳といたしましては、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が99.99パーセントで前年と比べて0.14ポイント上昇、固定資産税では98.93パーセントで前年と比べて0.03ポイント上昇、軽自動車税については100パーセントで前年と比べて0.15ポイント上昇しているということでございます。

国民健康保険税については、99.81パーセントであり、前年と比べて0.06ポイント上昇いたしてございます。

また、後期高齢者医療保険料については、前年と同様に100パーセントでございます。現年度分の収納率は、担当職員の努力によって非常に高い数値で示していただいたことについて、職員の努力に対して感謝を申し上げているところでもございます。

次に、保健福祉課の関係について申し上げます。

保育園の関係でございます。7ページでございます。保育園の運営状況につきましては、4月1日当初の入園児童数は57人でしたが、途中入園2人、滝川市からの広域入所が2人ございまして、6月1日時点では61人の入園者数となっております。平成25年度に比べますと、同日時点では2人の増ということになってございます。

続きまして、飛びますけども、10ページの産業振興課の関係でございます。

水稻の生育状況についてでございますけども、併せまして、作付面積についてでございます。水稻の作付予定面積は、3,596.65ヘクタールで、前年度対比で25.1ヘクタールの減となっております。また、春先から好天に恵まれまして、農作業は順調に進んでおりまして、5月中旬から移植作業が始まり、5月末までに概ね終了したところでございます。今のところ順調に水稻については、生育をしているということでございます。

次に、11ページ、PRキャラクターということございまして、観光振興の関係でございますけども、本町の更なるイメージアップなどを目的に、本年度、新たなイメージキャラクターを作成いたします。キャラクターデザインは、現在、一般公募を行っており、9月の下旬頃までに決定することといたしてございます。決定したキャラクターは、今後、観光PR等に積極的に活用し、町の知名度アップに繋げてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、建設課の関係について申し上げます。

融雪期の出水対策でございますけれども、この春の融雪期には、1号線川の国道横断付近において、雪による閉塞状況の中で3月25日に急激な気温上昇が予測されたことから、墓地谷川支流と併せて雪割り作業を実施し、住宅地への冠水被害の未然防止に努めてさせていただきました。

次に、林道災害でございます。5月上旬から実施した融雪後のパトロールによりまして、北美沢林道及び学園沢林道に損壊が生じていることを確認をいたしたところでございます。北美沢林道は、昨年被災し、現在復旧中の箇所から1キロメートル手前付近において約70メートル、学園沢林道については、吉野側から1.2キロメートル付近において約100メートルの損壊が生じているということでございます。直ちに、通行止めを行っているところでもございます。原因につきましては、空知総合振興局と合同で5月22日に現地調査をした結果、地すべりによるものと断定され、今後は、概略調査設計を行って工事の範囲、工法



を決定し、災害復旧工事のための調査設計に入ることといたしてございます

次に、13ページ、国営開発事業の関係でございます。平成25年度末で樺戸地区が完了し、樺戸二期地区は96.5パーセントの進捗状況となっております。樺戸地区の完了に伴う地元負担金については、4月1日に10億5,257万円を繰り上げ償還し、さらに、7月31日納付分として828万円を繰り上げ償還することといたしてございます。これに伴いまして、繰り上げ償還により、利子分は5億8,254万円が軽減をされるということになったわけでございます。4月の1日に、今ほど申し上げた数字で繰り上げ償還をし、そして、繰り上げ償還に伴っての利息が、今ほど申し上げましたように5億8,254万円が軽減をされたということでございます。

また、樺戸二期地区では、4月1日から徳富ダムの供用が始まりました。治水と利水についての効果がすでにもう発揮をされているところでもございます。本年度は、農業用のパイプラインの整備と試験注水、老朽ため池の撤去工事等を行い、来年春からのかんがい用水の供給に向けて準備を進めているところでございます。

以上を申し上げまして、平成26年第1回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

(午前10時28分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前10時45分)

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。

教育長。

[教育長 熊田義信君登壇]

○教育長（熊田義信君） おはようございます。それでは、議長のご指示をいただきましたので、第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げます。

最初に、教育委員会関係であります。3月定例会以降、3回の定例教育委員会と1回の臨時教育委員会を開催しております。主だった協議事項を付け加えさせていただきます。

3月26日においては、社会教育委員の委嘱のほか、子供のいじめ基本方針の策定に係る協議を始めております。4月14日においては、学校主任の命免の報告並びに特別支援教育連携協議会の任命、確かな学び推進会議委員、さらには、学校評議員の委嘱について協議をしております。5月16日においては、来年度から改定予定の学校給食費の改定スケジュールについて報告をしております。3月11日の臨時会は、平成26年度当初教職員人事異動の内示を行っているところであります。

続きまして、小中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございますが、小学校は337名、中学校は199名、合わせて536名ということでありまして。昨年同期は550名でしたので、比較すると14名減ということになってございます。

続きまして、小学校の関係でありますけれども、5月2日、突然、腹痛、下痢、嘔吐等で多くの子供が休むという事態が発生いたしました。最大で18名の児童が感染性胃腸炎による罹患ということでございました。保健所とも迅速に相談、連携し、来校の上、学校長、養護教諭、給食センターの管理栄養士などと事情聴取と確認を行いました。ノロウイルスなのか、どうかという心配もありましたので、一部の保護者の方に連絡と協力理解を頂き、お子さんの検便協力ということで、保健所の方で検査、確認をしていただいたところがあります。結果は5月7日の夕刻、保健所の方から学校の方に、ノロウイルスであったという報告がありましたので、即刻、当日から20日まで、特にトイレ周りを中心に感染予防のために塩素系の消毒で対応実施を行ったところでございます。今回の原因は、特定できませんでしたが、給食センターと学校側の問題原因ではないということでありますので、そのことも申し添えたいというふうに思います。なお、5月9日に地域参観日を予定してはいたのですが、感染拡大防止のことから、保護者をはじめ、誰にも参観をさせない決断をさせていただきました。急遽のことから、学校にお越しの方もいたと聞いており、ご迷惑おかけいたしましたけれども、こういった事情をご理解していただいたものというふうに思っているところであります。

次に、小学校の運動会を、いつもと同様の6月第1土曜日の6月7日に開催いたしました。昨年と同様に暖かい天候でありましたけれども、時間の経過と共に、強い南風が吹き始めました。徒競走は、ゴールが南側ですので、向かい風に向かっての走りということございましたけれども、特に低学年は、風に向かってということで大変だったと思われましても、日頃の練習の成果を発揮すべく、元気に走り抜けるなど、子供達の瞳輝く素晴らしい発表が見れたのではないかなというふうに思います。議員各位を始め、大勢の方々から子供達に心温まる応援を賜りましたことを、私の立場からも感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。全国学力・学習状況調査でありますけれども、本年度は、4月22日、国語と算数、数学の教科を実施いたしました。学校教職員による独自採点では、これまでの子供達の努力もあり、昨年より、正答率が高くなっております。今までの学力向上対策の取り組み実践の成果が表れてきているのは間違いありませんけれども、全国平均の位置が不明であります。今後の全国、全道の分析結果などとの比較については、判明した後の定例会で報告をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、スクールカウンセラーについてでありますけれども、心のケアのために専門的な立場から、児童生徒や保護者へのカウンセリング活動を始め、教員への助言や個々の事例に対するコンサルテーションなどの適切なアドバイスが出来るように配置を受けているところでございます。

次に、小学校特別クラブの加入状況でございます。少年少女合唱団に12名、獅子神楽に17名、スクールバンドに39名ということで、3年生以上の希望者をもって、それぞれの特別クラブに参加をし、4月14日から活動を始めているということでございます。

次に、中学校課外活動でありますけれども、4月27日、道央中学卓球選手権大会が開催され、女子団体で3位、女子個人で3位と5位ということで入賞をしてございます。また、5月31日には、北空知ソフトボール協会会長杯中学校春季ソフトボール大会があり、見事、優勝をしてございます。なお、これから開催されます中体連の大会でありますけれども、昨

年までは空知管内は北、中、南と3ブロックで開催されておりましたけども、今年度からは、中空知地区と北空知地区が統合した、新たな北空知地区としての試合が繰り広げられます。各種競技において、新中生らしい頑張りや粘り強い力を発揮してくれるものと期待をしているところでございます。

次に、中学校の部活動の加入状況でありますけども、クラブ名はご覧のとおりでございます。全生徒の85.9パーセントが加入をしている状況になってございます。ちなみに、文化系の吹奏楽を除くと、残るスポーツ系は63.8パーセントの加入ということになってございます。

続きまして、PTA連合会の内容でございますけども、4月25日に総会が行われました。会長には新小のPTA会長であります山本晃久さんが選ばれております。その他の教育関係団体の役員構成については、お目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、3ページ下段から4ページにかけての給食センター関係でありますけども、平成27年度から雨竜町への児童生徒へ給食を提供すべく、今、増築工事が進められております。夏休み期間中にほとんどの工事が円滑にできるようにということで、5月のゴールデンウィーク時に内部側に仮設の間仕切壁を設置をしていただいております。今のところ、資材不足もなく工事が順調に進んでいることもお知らせしたいというふうに思います。

次に、4月23日に母村の東さんから、取り立ての新鮮なタケノコを本町の子供達に食べてもらいたいという、心温まるプレゼントがございました。大変有難く、感謝を申し上げますと共に、このタケノコについては5月22日の給食に、中華風タケノコご飯として、児童生徒に母村の旬の味覚を味わっていただいたところでございます。

次に、農業高校の関係でありますけども、今年も昨年に引き続き、ほぼ定員に近い38名が入学、そのうち新中からは4名が入学ということでございます。6月1日現在の在籍生徒数は101名で、学級数は3学級、教職員は18名ということになってございます。

次に、高校配置計画の関係であります。4月23日、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、地域の意見を集約いたしました。その後、道教委で検討を重ね、6月3日、中学校卒業者の状況などを踏まえながら、進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、平成27年から29年度までの具体的な高校配置計画案と、平成30年から33年度までの見通しが公表されました。新聞などでご承知置きのことと存じますが、空知北学区においては、従前から発表されております奈井江商業高校の商業科が、平成27年度から1学級減じることは変わっておりません。なお、平成30年度から33年度までの4年間の見通しで、6項目の課題が示されております。1点目が、この4年間でこの空知北学区で6から7学級相当の調整が必要。2点目は、欠員の状況やこれまでの調整を考慮し、再編整備や学校、学科の配置の在り方を含めた定員調整の検討が必要。3点目が、滝川市内において、再編や市立高校を含めた定員調整の検討が必要。4点目が、欠員が40人以上生じている学校については、学科の見直しや定員調整などについて検討が必要。5点目が、小規模校について、中卒者数や欠員の状況を考慮し、学級減や再編整備を含め、その在り方の検討が必要。6点目、これは、今年度新たに加わった内容でありますけども、深川市内において、再編を含めた定員調整の検討が必要というような、この6点が課題として示されているところでございます。今後、7月に開催する第2回の地域別検討協議会等を経て、9月上旬に決定される予定になっておりますけども、当面は、直接的な影響は少

ないものの、これから30年から33年度までの中期的には、大きな変化があるのではないかなというように推察されるところでございます。

次に、とっぷ子どもゆめクラブでありますけども、5月10日に発会式が行われ、53人の小学生が入会し、それぞれ活動を始めてられています。

次に、5ページになりますが、シニアリーダ会アザレアは、新規会員6名を迎え、現在、会員数20名となっております。着実に、会員が増えてきており、アザレアの本来の使命を果たすべく、諸行事などへの支援など積極的に関わってもらっているところでもございます。

次に、体育施設の指定管理者でありますNPO法人体育協会の定期総会が、5月23日に開催されました。その前段に、永年にわたり、町民の体育振興にご尽力を賜りました方々に対し、体育協会からの表彰式がありました。貢献賞には、スポーツ全般の普及に多大なご貢献をさせました高宮九州夫様に、振興賞には、ゲートボールの普及振興にご尽力されました今中博様と竹中甫様に、パークゴルフの普及振興にご尽力されました寺島敏様が表彰されたところでございます。私の立場からも本町のスポーツ基盤づくりにご貢献をたまわったこの4名の方々に対し、改めて、感謝と御礼を申し上げるところであります。

次に、5ページの下段から6ページになりますが、少年団大会関係であります。まず、4月20日、札幌小中学生剣道大会が行われました。小学生の部で、尚武館Aが優勝、尚武館Bが準優勝と素晴らしい戦績を収めていただいております。別な大会においても、日頃の練習の成果をみごと発揮し、活躍を見せていただいているところがございます。

次に、生涯スポーツ推進事業の関係でございます。今年度、新規事業として取り進めている第一弾として、格闘エクササイズ、これについては17名の受講申し込みがあり、5月27日から4回の講座を直実に実施をしているところがございます。普段なかなか体験できないスポーツ教室ということから、参加者からは好評を得て、参加して良かったという声が届いているところがございます。今後、予定をしております3教室も計画的に執り進めていくこととしてございます。体育施設のオープンは、パークゴルフ場以外の屋外体育施設については、予定どおり4月29日からオープンしております。パークゴルフは雨のため順延をしてオープンということがございます。

次に、平成25年度の社会教育施設のスキー場を除く利用状況でございますけども、利用人数は10万413人で、前年比3,568人減じておりますけども、平成24年度に開催いたしましたイースタンリーグでの観客数3,607人の入込みがありましたので、通常の入込みベースということになったというふうに分析をしているところであります。また、そっち岳スキー場は、週末の天気良かったこともあり、リフト利用の延べ人数で8.6パーセント、使用料で3.5パーセントの増加となったところでございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

図書館関係でありますけども、平成25年度の業務結果は、前年度と比べ全体では減少傾向になってございます。町内、町外の区分の中の町内者の利用を見ていただきたいわけにありますけども、人口減少傾向の中にありますけども、対前年比で貸出冊数と利用人数ともに増加となっております。また、行事関係についても、通常事業、特別事業や学校への配本など、読書促進に繋がる事業を工夫しながら実施していることを報告いたしたいというふうに思います。一番最後に書いてありますけども、本棚購入がございます。学校の

教室内に配置をしている図書館からの読書用の本は、従前はミニコンに置いたままでの状態でありましたが、より本に親しみやすい環境を整えたいということから、今回、母村の檜材で作成をいただいた本棚が、6月4日に届きました。今後、小中学校にその本棚を設置し、各教室に配置をすることになってございます。教室の本棚が整理されることによって子ども読書活動推進計画に沿って、児童生徒の読書への関心、環境が整って、さらに、読書活動が推進されるということを期待をしているところでございます。

以上を申し上げまして、平成26年第1回定例会以降の教育行政報告とさせていただきますと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時04分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

#### ◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

8番、後木幸里君。登壇の上、発言願います。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 議長の指示がありましたので、町長に対し一般質問をいたします。質問事項につきましては、人口減少抑制対策についてであります。

人口減少は、本町だけの現象ではなく、近隣町村はもとより、我が国においても人口減少の状況にあります。本町においては、減少を抑制すべく本年より定住促進事業、その他諸々の施策を毎年実施中ではありますが、ついに人口7千人を切りました。

私は、ある意味では自然現象との見方もできると思いますが、しかし、人口減少に歯止めをかけるべき努力は続けなければならないと思います。

私が思うにその対策の大きな柱に、町の良さや住みやすさを国内外にPRをする活動や努力、政策を重点目標にしてはどうか。現在は、パソコンあり新聞や放送機関もあり、これらマスコミといわれる機関を大いに活用しながら、町のPRをしてはどうか。

その一つとして思い至るのは、二十数年前にNHKで放映された新十津川物語の再放送を考えてみてはどうかと思います。町長は、この再放送についてどのように思っておられるかお伺いいたしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま8番議員さんから、人口減少抑制対策についてのご質問があったわけでございます。前段申し上げますけども、本当に人口減少、これは今ほどご質問の中にもございましたように、我が町ばかりでなくて全国的なものでございまして、人口減少の抑制策を止めるのはどうしたらいいのかということになりますと、なかなか即

効薬も無いというのが現実の課題でないのかなというふうに実は思っているところでもございます。そこで、今ほどあったことにつきましてのご質問を、これから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

少子化に伴う人口減少と都市部への人口の流出といったような問題が、今や我が町だけではなくて全国的に共通した課題でございます。先般、新聞報道でもございました日本創成会議という機関の人口推計では、2040年、30年後でございますけれども、2040年の本町の人口は4,100人余りというふうに試算をされているところでもございます。これにつきましては、人口ばかりでなくて自治体の数も今1,700あるんですけれども、おそらく900の自治体が消滅するだろうというふうに、消えるだろうというふうにも言われています。本当に衝撃的な内容の記事でもございました。本町については今ほど申し上げましたように、2040年の人口は4,100人余りということで試算され、報道もされているところでもございます。

我が町は、この地に鋤が振り下ろされてからちょうど100年を迎えた1990年、平成2年の国勢調査の人口では8,787人でもございました。先ほどの行政報告でも申し上げましたように、先月末の住民基本台帳人口を見ますと6,950人ということでございまして、この24年間で1,837人が減少している。率に換算いたしますと21パーセント減少しているという状況下でございます。

そこでご質問の趣旨は、1990年にNHKで放送された、ドラマ新十津川物語の再放送を通じて、町の良さや住みやすさなどをPRして人口減少の抑制策につなげてはというふうな内容であったかというふうに思っております。

ご承知のとおり、新十津川物語は、今は亡き児童文学作家、川村たかし先生が、十年余の歳月をかけて全10巻を出筆された長大作でございます。開基100年を記念いたしましてドラマ化されたものでございます。奈良県十津川村からの集団移住の様子や開墾、開拓、そして、町の発展をドラマ化したものでございまして、明治、大正、昭和の3編に分かれて構成されており、平成3年から平成4年にかけて放送されたものでございます。早いものでそれから20年余りが経過してございまして、世代の変化とともに、少しずつこういったようなものも薄れてきているのも事実でなかろうかなというふうには思っております。

そこで町といたしましては、新十津川物語の再放送が本町の歴史的な魅力の発信、引いては、人口の減少に歯止めがかかることに期待をし、又は、来年は本町が誕生して125年という年にも当たります。ドラマ放送から四半世紀に当たる年になることから、歴史を顧みるというふうな機会をとらえまして、NHKに対して要請していくことも考えてまいりたいというふうに考えておりますので、こういったようなことを通じて、幾ばくかの人口抑制策にもつながっていけばなというふうに実は思っておりますので、そのようなことで、これからもNHKに対しまして、そういった再放送について、いろんな形の中で要請活動をしながらか実現化に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） ただ今、町長答弁について拝聴したところであります。この再放送が、もしなかつた暁には、新十津川町の知名度というのはいちばんすごい広がりをもたらすものでないかと。二十数年が経っているがゆえに、一歳の子供が二十数歳になっているわけで

すから、世代が変わってきているということもあって、この放送が再会された時には、想像を絶する反響があると思いますし、今大都市周辺には団塊の世代、定年退職者がたくさん出てまいるはずであります。それから、母子家庭等々も大都市周辺にはありますので、このPRが行き届いた時には、新十津川に一回足を踏み入れて尋ねてみようかというような方も出てくると思います。そんなことで、新十津川においては、宅地等々は都市部から見たら格安なんでございますので、これは非常に強い要件の質だと思っておりますし、昨日はたまたまというか、新十津川女性団体連絡協議会との車座トークということで、議会として初めての試みでございましたが、数名の方と車座になって議論をいたしました。そのテーマは、人口減少についてが主なテーマとなりまして、女性の目線から見て、やはり新十津川のPRが大事であろうというようなお話も出ておりましたし、また、子供を育てていく条件を整えてもらうことによって子育て世代が新十津川に入ってきたり、いろいろなことが若い者に起こってくるはずだから、その子育ての条件整備をやっていただきたいという声も、昨日の会合では議論されました。私はもっともだと思えます。定年退職者の来町も良いですが、やはり将来を担う子供、それを育てる親等々が新十津川に入ってくるようになれば、新十津川にも人口減少を食い止める明るい要素になるのかなど。そういうふうに住じますので、それらについて、昨日の議論を通じてそんなことを感じましたので、もし、町長に感想がございましたら、お聞きしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 今ほどの再質問は2点だったかと思えます。新十津川町をもう少しPRしてはというふうなことでございますけども、先ほどの午前中の行政報告で申し上げましたように、今年度、PRキャラクターを作成をするということにいたしてございますから、こればかりではなくて、いろんな面で多角的にそういったものに、PR活動については努めてまいりたいというふうに思っております。

また、子育ての条件整備につきましては、これまでも、中学生までの医療費の無料化ですとか、いろんな手法をとらせていただいておりますので、それはそれとして、今後も検討できるものは、当然検討していく必要性はあろうかとは思いますが、現状では、今、はっきり申し上げて、このような施策を講じるだとかということについては、差し控えたいと思えます。いずれにしましても、子供は非常に大事であるということは十分理解をしておりますので、そういった中で、これらについては、今後の課題としてどういったような形で子供達の支援をできるのかと。

実は昨日、BSで人口問題についてテレビで放映されてございました。やはり、なぜ子供が少なくなったかと。やはり波があるんですね。一番大事なことは、雇用の安定がなされるのが、人口が平均的に、要するに子供さんも生まれるし、ということになるようございまして、景気が低迷するとなると、やはり生活の問題等も出てくると。また逆に、景気が良くなれば、女性の雇用といったものが大きく広がってくると、そういったことによって、また人口の減少にもあるということも言うておられましたので、なかなかそういった面で冒頭申し上げましたように、非常に人口減少を止めるということはなかなか特効薬的なものは全くないとは思っております。ですから、一つひとつできるものについては、そういったことで取り組んでいく必要性はあろうかと思えますけれども、今のところ子育て

て支援策については、これまでもやってきていることについては、今後も継続していきたいというふうに思っておりますので、そのようなことをご理解願えればというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

○8番（後木幸里君） ありません。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、後木幸里君の一般質問を終わります。

次に、2番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、町長と教育長に対し一般質問をいたします。始めに町長に、平成27年度から始まる、子ども・子育て支援新制度に係る質問をいたします。

27年度からの新制度化での地域子ども・子育て支援事業、市町村事業の中でも既存の事業、例えば、子育て短期支援事業。町内に児童養護施設等がありませんが、民間の事業所の参入を見込めるなら、その短期支援をカバーできるのかとか、放課後児童クラブとしての児童館事業の展開など、子育て支援事業が種々ありますので、それらの課題への取組みについてです。

第5次総合計画では、多様化する保護者の就労形態に応じた保育環境が求められており、働きながら子育てができる、安全で安心な児童福祉サービスに努めるとあります。現在実施されている子育て政策と照らし合わせ、27年度からの新しい制度・仕組みの中で、さらに、充実、拡大に向け、検討すべきと考える事業は何かをお伺いいたします。

とりわけ本町では実施されていない病児、病後児保育事業についてのお考えをお聞きしたいと思います。これは、私が町の保健福祉推進協議会委員を委嘱された平成13年から、事業の必要性を申し上げてまいりました。私の周りには、働きたいけれど、子供が病気になった時のことを思うと勤めに出られないという専業主婦の方、子供が風邪をひいているけれど、熱が下がれば咳や鼻水が出ていても当然登校させる、何日も仕事を休めないからという、パート勤務の方が何人もいらっしやいました。働くお母さんの中には、病後児保育料が1日のパート代より高くなっても構わない。お給料が減るより勤めを休んで居づらくなり、勤め先を失うことの方が怖いという切実な声もあります。

子供の病気の種類にもよりますが、感染の心配がなくなっても体力の回復のため、もう1日、2日休ませたいという時に利用できる仕組みが病後児保育です。病児と病後児対応の中で、私は、病児保育は保護者が責任を持って行うのが望ましいと考えますが、回復期にある病後児保育事業は、町内の保育所や民間病院への協力依頼、近隣市町で実施している保育所への広域入所が可能になれば、本町でも実施できるのではないかと考えます。町長は、病後児保育の必要性をどうお考えになられるかお伺いいたします。

2点目に、支援制度の策定に向け、昨年実施したニーズ調査についてです。子供を育てている方々が、家庭での子育て環境や地域の子育て環境をどのようにとらえているかを知ることが、本町の町づくりの大きなヒントになると考えます。調査の結果を町の広報を通して公表するお考えはありますか。

3点目として、子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援計画の策定、変更には、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされ、この会議で施策、実施状況を



調査審議するとされていますが、本町では、その役割を総合行政審議会に委ねました。そこで、総合行政審議会で審議された回数や議論の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、西内議員から子ども・子育て支援制度における、市町村事業の検討状況についてということのご質問でございまして、3点があったかと思いません。そのことにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

国は、子育てをめぐる現状及び課題を解消するため、子ども・子育て関連3法を公布し、子ども・子育て支援の新しい制度を平成27年4月から執行することといたしました。今ほどご質問の中にあつたとおりでございます。この新支援制度の内容等につきましては、昨年12月の町議会において報告をさせていただいております。

本町は、新支援制度の導入移行に向け、昨年度からニーズ調査の実施、審議会の設置等の準備を進め、現在、新支援制度における子ども・子育て支援事業計画の策定事務などを、多くの方々のご意見等を伺いながら、今現在執り進めているところでもございます。

新支援制度は、地域の実情に応じた法定の実施事業としてのご質問でございました。子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、加えまして、現在、町で行ってございます延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ事業などが規定されております。一時預かり事業、町で行っている事業については、今ほど申し上げましたように、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ事業などが規定されてございます。これらの事業を新支援制度において、支援事業計画に取り入れ、どのように実施するかなどを検討、協議しなければならないと考えてございます。

そこで最初のご質問でございます。児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を対象とする病児・病後児保育事業につきましては、子育て支援として必要な事業ではありますが、看護師配置等の体制整備、安静室の設置等の施設整備、実施施設の確保、さらには、利用に当たっては、一時的な病児・病後児に限定されることから、施設運営面での効率性の問題が発生するわけでございまして、特に、先ほどお話ございました病後児保育の判断というもの、なかなか難しい判断を迫られるのかなど。私ども素人の中では、判断というものなかなか難しいと。そうすると、やはり専門的な立場の方が必要になってくるということにもつながってくるわけでございます。そういったようなことから、非常に実施時期の確保など、さらには、利用に当たっての一時的な病児、病後児に限定されることから、施設運営面での、もう一度申し上げますけども、運営面での効率的な問題などから、多くの課題を抱えている状況下でございまして、本町が単独で実施することについては、極めて厳しいものがあるというふうに思っております。

次に、二つ目のご質問でございますけれども、国の定めるところにより実施したニーズ調査結果の公表につきましては、調査結果の集積、解析、分析などを行ったうえで、審議会において確認をいただき、町の広報誌に掲載するとともに町ホームページに登載いたしまして、広く町民の皆さんに公表する予定でございます。このことにつきましては、ニーズ調査の結果については公表いたします。

三番目でございますけれども、審議会につきましては、2月の25日開催の町総合行政審議会において、新支援制度に関する事項を上程し、新支援制度の概要、ニーズ調査の内容、今後の制度対応項目及びスケジュール、子育てをめぐる現状等について説明するとともに必要な協議をいただき、新支援制度に係る支援事業計画の策定についてご了解を得ました。したがって、今月の下旬に第2回目の審議会を開催し、本格的な支援事業計画の策定に関する審議、協議等をしていただくことにいたしてございます。

以上で、ご質問にあったことについての答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 病後児保育は、正規社員ではない、三世代家族ではない世帯が増えてきているということや、子供の健康的な生活、それから雇用環境の整備を整えるということで、必ず需要がある事業だと思います。これから進められていきます定住自立圏構想などでもこの実施の可能性を、是非、探っていただきたいと強く願うところです。

審議会におきましては、保護者や保育、教育の当事者の意見や参画を積極的に組み込んでいくというプロセスが義務付けられておりますので、今後5年間の本町の子ども・子育て施策の充実に向けて、これからも丁寧で継続的な議論が尽くされるように期待をしています。

再質問といたしましては、若い方々の意見を聴く機会を設けるお考えはないかをお伺いしたいと思います。

今回のニーズ調査は、ゼロ歳児から小学6年生の児童保護者を対象に行われました。回答率は5割程度と聞いております。私はこのニーズ調査でもう一步踏み込んで、今結婚をしてこれから出産をし、子育てをしようと考えている方々や、現在妊娠されている方々を対象に加えていただきたかったなあと、残念に思います。どんな仕組みがあれば、どんな支援があれば安心して子供を産み、育てようとするのかを知りたいからです。町長は、これから子育てをしようとする若い方々の声を、お聞きになる考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 病後児保育の需要の関係ですね。今ほど、定住自立圏構想の中でのというような話もございました。ただ、先ほど申し上げましたように、人的な配置、施設の整備、そういった等々を考えますと、なかなか我が町、先ほども人口の話題出ておりましたけれども、単独でやるということについては困難性があるなということで申し上げたところでございます。

そういった中で、広域的に連携を取りながら進めていくのも選択肢の一つだと思っていますから、それはそういったような需要がある場合については、今後、またそういったような話し合いをさせていただくことも必要なのかなというふうに実は思っております。

すでに、滝川市におきましては中央保育所内でもって実施しておりますし、深川市でも深川市立病院の中でも取り組んでいるということでございますから、ただ、極めて人的、少ない人員の中ですから、果たして、外部から行って、そのまま即受け入れてくれるかどうかということについては、非常に、疑問のあるところでもございますけれども、今ほど

申しあげましたように、方法としては、そういう広域的な連携をとりながらやるものの一つの選択肢としてありますので、それらについては、今後、また努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、審議会の充実ということでございました。

○議長（長谷川秀樹君） ニーズ調査のもっと若い方々に意見を求める件。

○町長（植田 満君） ニーズ調査の中には、そういった方も対象になっていると思いますから、全く若い方に意見をどうこうというふうなことは、毛頭思っておりませんでし、聞くことについてはいつでもそういったものについては、門下は開いておりますから、それはいつでもおっしゃっていただければというふうに思っております。

ただ、これまでまちづくり懇談会で、一昨年若いお母さん方の懇談会も取り入れさせていただいて、そういった中での要望もございましたので、そういったお困りになったことについては、即、実施するような方向で取り組んでいる事業もあるわけでございますから、常にそれは、若い方ばかりでなくて、年配の方も同じだと思います。

聞く耳はしっかりと持っておりますから、それは、あえて今回の質問の趣旨からすると若い方になろうかと思えますけれども、全般的に申し上げますと、聞く耳はしっかりと持っておりますから、それはしっかりと承りたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はありますか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 再々質問はありませんが、私は今まで、人様に新十津川町に住んでいて良かったことは何ですかと聞かれましたら、子供を育てやすいことです、育てやすかったことと、ずっと答えてきました。これからの若い方々にも、是非、そういった思いを実感していただけるように、今後の子ども・子育て支援制度も充実した検討をしていただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問に入ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 次の質問は、教育長に質問いたしたいと思えます。

平成27年度から雨竜町の児童、生徒への学校給食提供事業が始まります。なお一層の学校給食の充実が求められることと思えます。

そこで、学校給食での地産地消の推進と食育の関わりについてお伺いいたします。

地域で生産された産物をその地域で消費する地産地消は、健康で豊かな食生活の実現や地域経済の活性化などを図る上で大きな意義があり、学校給食においては、児童、生徒が郷土に関心を深めるとともに、地域の産業について学ぶなどの教育的効果も期待できるものです。

また、昨年12月には、ユネスコ無形文化遺産に、和食、日本人の伝統的な食文化が登録されました。登録に当たっては遺産保護が必要で、学校給食や地域の行事での郷土料理の提供などが食育の取組みとして提案されています。

食育の観点と食文化を継承する意味でも、地場産の食材を多く使用した和食を給食献立に取り入れてはいかがかと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、2番議員から、私に与えられた給食提供に係る質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、雨竜町との給食が来年度から開始をされるということが質問の趣旨にありましたけれども、今、雨竜町は、ご飯を、いわゆる主食は持って行って、そして副食だけ給食提供されているということは、ご存じのとおりだというふうに思います。それで、雨竜町からは、今現在行っている新十津川町の給食の内容で十分、食育、そして、給食の内容もこれで良いということから、直接、雨竜町との関わりということではなく、新十津川の給食の内容、そして、今、2番議員さんの質問された内容について、若干内容も含めながら質問の答弁とさせていただきたいなというふうに思います。

地産地消、地域経済、そして、地域産業の認識という点から、地元の物を多く活用することが良いのではないかと。そして、ユネスコの和食というような観点からの質問だったというふうに思います。

初めに、ちょっと内容も含めて説明をさせていただきたいと思います。本町の学校給食では、従来から地産地消を推進しておりまして、季節に応じて地元で収穫される安全で新鮮な農産物を、さらには、良質な加工品等を食材として使用して、給食を町内児童生徒等に安心して食べてもらえるように提供しているところでございます。

2番議員さんからも質問あったとおり、出来る限り地場産農産物を積極的に活用していきたい。もし、町内産の物が活用できなければ、北海道産、そして国内産という順番で使用し、安心して食べてもらえるように配慮しているところであります。

平成25年度の、昨年ですけれども、地元産生鮮野菜の重量ベースによる使用割合でありますけれども、28.1パーセントとなっております。その前の平成24年度では26.3パーセントでありましたので、1.8ポイントの増加になってございます。ちなみに、平成21年、当時、9番議員からも質問があって、地産地消を高めていくべきだという話があって、私も、そのように進めていきたいという話をした当時の話でありますけれども、平成21年では、17パーセントであったのが、今、28パーセントになっておりますから、11パーセント、この5年間で上昇をしているということも、おくみ取りいただきたいなというふうに思います。

また、総合計画においても、地元食材を積極的に活用していきたいということで、掲載をさせていただいておりますし、目標の中間年、これが平成28年になりますけれども、35パーセントにするべく目標を立てているところであります。ですから、去年は28パーセントでありましたから、28年度までそのように上げるべく、そして、本年度、平成26年度については、部内では30パーセントを目標に鋭意努力をしているところでございます。数字的にはこのように努力をしておりますけれども、このことは教育委員会だけではできなく、生産者団体等のご理解とご協力がなくては無しえないところであります。生産者団体である、今、本町にある生きた野菜の会という組織がありますけれども、この組織は、地域の食材を給食に取り入れたいという給食センター側の思いと、おいしい野菜を子供たちの給食に食べてもらいたいという生産者団体の思いから、地元の新鮮な野菜を提供していただいているということであります。本当に有難い配慮ということで、そういった生産組織から多く取り入れているということであります。その他に、地元の農業高校、さらにはJAピンネがありますから、そういう団体からも連携を密にしながら、地元食材の利用率を高めて

いこうというふうな考え方でありますので、2番議員さんの趣旨に沿って、粛々と生産者と打ち合わせしながら高めていきたいということでありますので、まずはそのことをご理解をしていただければなというふうに思います。

それから、和食のこともちょっと質問のところにありましたので、説明を加えさせていただきたいなというふうに思います。ユネスコの無形文化遺産の登録になったということは、まさに、世界に誇れる日本の食文化というふうに思います。ユネスコの登録になった推薦理由というのがご存知かもしれませんが、四つありまして、一つ目は、新鮮な食材と調理、四季折々の食材を出汁や醤油、味噌などを使うこと。二つ目が、優れた栄養バランス、つまりヘルシーな料理であるということ。三つ目が、年中行事。そして4つ目が、美しさと季節の表現が特徴であるということが推薦理由ということであります。そのことも踏まえて、きっと2番議員さんの今の質問だったのだろうなというふうに思います。

本町の学校給食は、和食が世界遺産になる前から、ご飯、味噌汁、そして、焼き魚など和食が実感できる献立も取り入れているところであります。献立は、主食のご飯に加え、主食だけを先に言いますと、ご飯だけではなく、週に1回の麺類だとか、月に2回のパン類なども入れて、副食についてもバラエティーに富んだ献立を考えており、季節に応じた行事食も当然入れながら、楽しく、おいしい学校給食の提供に努めているところであります。

また、好き、嫌いがある子供がおります。家庭教育の中でかなり好き、嫌いが無くなっておりますけども、学校教育の中でも給食の中で、より、好き嫌いを無くすように献立の中で工夫をして、いろんな食材をおいしく頂けるように栄養教諭が工夫して、献立作りに配慮しているということも、くみ取っていただきたいなというふうに思います。

和食の基本である出汁ということが、今、日本の特徴にあるかと思えます。一例を挙げますと、味噌汁やうどんの出汁、いわゆる給食に使っている出汁ですね。それについては、煮干し、削り節、昆布などを家庭料理と同じように用いて、時間をかけて出汁の旨味が学校給食に出せるというふうに、調理員が頑張っってそのように対応しておりますし、ラーメンの出汁においても、これは和食ではありませんけれども、豚骨だとか鶏骨、昆布などを使ってラーメンのおいしさを出汁からしっかり取って、子供たちに本当のおいしさというものを体験しているということであります。

また、シチューについても、インスタントのシチューのルーを使うということではなくて、小麦粉とバターを使ってホワイトのルーを作る、そういう手作りの料理にもちゃんと時間をかけて対応しているところであります。

また、混ぜご飯の具も給食センターの調理員が手作りで、鋭意時間をかけて提供しているということにもなっております。今、言ったように、できる限りインスタントの物は使わないで、また、添加物の入っているものを信用しないということを基本におきながら、給食の提供をしております。手間暇はかかりますけれども、和食からくる本来の旨味を出すように配慮しており、子供たちのために栄養教諭や調理員が一生懸命に鋭意努力をしているということであります。

私も、月に二、三回、給食試食に行っています。実は、このような一般質問が今日来るとは知らず、今日、給食を食べてきたばかりなんですね。たまたま今日は、和食のメニューだったのです。新十津川産ななつぼしのおいしいご飯、そして、出汁の旨味が感じ取られ

るすまし汁、そして、サバの味噌煮、そして、切り干し大根の炒め煮と牛乳でした。まさに、和食の献立のメニューであったわでありますし、それぞれの素材を生かした、本当に素晴らしい料理だなと、手前味噌で大変恐縮なんですけども、きっと子供たちもおいしく食べたのではないかなというふうに思っています。子供たちに合うような、そういう味に調べているというんですかね、そのようにしております。

そして、学校の中においては、そういう作るということだけではなく、学校の食育指導計画というものが、すでに年間作成されておまして、そういったものと関連させながら栄養教諭が核となって、担任教諭との連絡、連携を密にしながら、学年に応じてそれぞれ児童に適切に担任からも指導していたり、栄養教諭が直接教室に入って食育教育をしているということでもあります。

もちろん食育の大事なところの一つであります、「いただきます」、「ごちそうさまでした」の挨拶は、本当に大事なところであります、この頂きます、ご馳走様は、農業者への感謝の念、そういったものをしっかり醸し出すように、学校全体で整えているということでもありますので、そのことをご理解をしていただき、ちょっといろんなことを話させていただきましたけども、食育全般の話、質問に対するお答えとさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただ今、給食に取り組まれていることを詳しくお聞きいたしました。本町の給食は、残食率、残している量がかなり少ないということでもわかりますので、おいしい給食が提供されているんだろうなということ、今、教えていただいたところで

再質問といたしましては、食物アレルギーの対応についてお聞きします。

新たに雨竜町が加わりますので、児童、生徒のアレルギーの正確な把握や、両町の全教職員と本町の給食施設の全職員との共通理解を図る上で、どのように協議を行っていくのかということをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それではアレルギーに関する再質問がありましたので、お答えをさせていただきますと思います。

本町の給食センターは、ご案内のとおり、今現在、約1,000食、来年になりますと約1,200食の給食提供の食事を提供する施設ということで変わってまいります。本来、アレルギー、望ましいスタイルとしては、アレルギーの方に応じて別な食事を提供できるということが可能であればそういうこともありますし、現在、あの施設の中では、アレルギー食のための別な調理はできかねる状態になっております。それで、アレルギーの方々に対する対応については、毎月の献立表の中にアレルゲン、いわゆる牛乳だとか小麦粉、卵、そういったアレルゲンの元となるものを表示し、ご家庭でそういうお子さんのアレルゲンの元になっているものに応じてアレルギー反応が生じて、体に体調不変が起きる場合については、それを食さない、場合によっては、主食なりおかず、主食の方は今現在おりませんけれども、それを食べないで、代わりに家庭からおかずを持ってくるということも、や

むを得ないということの状態の中で、連絡をしているところでございます。

毎年、新入学児童の保護者にも、食物アレルギーの確認ということで文書で周知をし、給食センターのアレルギーの対応は、家庭の協力の中で対応していただいておりますということで、お願いをしているところでございますし、そのように、それぞれ保護者の協力を得て、現在も対応しております。

たまたま牛乳だけは、何人かだけ牛乳のアレルギーの方がおまして、牛乳の飲食を中止をするという方も小中学生の中に何人かだけおりますけれども、ほとんどの方は、そういうアレルギーの選択をしながら対応をしているところであります。

雨竜町にも本町の取組みについてはすでに周知をし、理解をしていただいているところでありますし、アレルギーの方については、本町と同じ取り扱いで了解を得ているという状況になっておりますので、そのことをお知らせをしたいというふうに思います。

ちなみに、食物アレルギーの該当者というんですかね、小学校の方でもそのようにアレルギー今増えておりますので、しっかり内容を把握をしております。学校内で担任、栄養教諭、そして、養護教諭なども、ちゃんと名前をリストを持って対応しております、牛乳、乳製品は10人だとか、卵については28人、魚介類については17人、そばも3人おりますけれども、そばの提供は命に係わりますので、そばの給食はありませんけれども、そういう状況も整えているところでありますので、アレルギーについては、それぞれ、先ほど言いました、家庭、そして児童、生徒の協力をいただいて、適切に対応していると状況をもって回答とさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 再々質問はございません。より一層の地産地消の取組みが進むことと、給食をとおして本町と雨竜町の子供たちが健やかに育っていくことをお願いいたしまして、教育長への質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） それでは最後の質問に入ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 最後の質問は、子宮頸がんワクチン接種に対する町の対応についてを、町長にお伺いいたします。

25年4月、定期接種化されたワクチンは、副反応事例が報道され、被害者の会も発足。厚生労働省の専門会議は、2か月後の6月に積極的接種勧奨の差し控えを決めました。

本町もそれにならい、積極的勧奨はしないとしていますが、町の広報では予防接種の案内として大きく掲載をしております。26年度保健活動計画では、接種希望者が予防接種を行う際には、ワクチンの有効性や安全性等について十分に説明を行い実施するとし、予算化もされています。積極的に勧奨しないが推奨しているとも、私には受け取れます。

そこで、1点目に、積極的接種勧奨を控えてから、この4月、新たに小学6年生になられた児童への保護者へは、どのような通知案内をされたのか。また、小学6年生から高校1年生の児童、生徒の保護者には、どのような情報を与えているのかをお伺いいたします。

2点目に、副反応が痛みによるものとか、心因性であると言われていましたが、最近では、ワクチンのアジュバントのアルミニウムに吸着された抗原が、免疫細胞に取り込まれリンパ節に流れ込み脳に移動し、そこで免疫炎症反応を起こして副反応を起こす可能性

が指摘されています。人類がこのアジュバントを経験するのは初めてのことです。

本町では副反応の被害が無いと聞きます。これは幸いにして、まだないと考えるべきで、今後も被害者を出さないことが、自治体の役割ではないですか。

HPV、ヒトパピローマウイルスワクチンの現在確認されている効果は、強力なアジュバントを使用しているサーバリックス製、約8年、効果が10年に満たないワクチンを小学6年生の女子児童に接種させています。しかも、このワクチンは、ヒトパピローマウイルスの感染を予防するワクチンであり、子宮頸がんそのものを予防する効果は証明されていないと、厚生労働省が言っております。

また、20歳からの定期的な子宮がん検診により早期発見が可能で、早期発見で概ね100パーセント治癒すると、25年3月28日、厚生労働委員会で厚労省の健康局長が答弁をしております。

副反応への救済、補償も国の審査会が審議し、副反応と認めてからの対応で時間がかかります。このように、有効性と安全性が確立されていないワクチン接種による大きなリスクを子供たちに負わせてはいけないと思います。

私は、以上のような理由から、本町の対応として、国が副反応の原因を解明し治療法を確立するまでワクチン接種を中止し、その代り、子宮がん検診受診率100パーセントを目指す方向へ向かうべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、子宮頸がんワクチン接種に対する、町の対応についてというふうなことのご質問でございました。

子宮頸がんワクチン接種につきましては、小学校6年生から高校1年生を対象に、昨年度から法定予防接種と定められましたが、ワクチン接種との因果関係を否定することができない副反応の発生頻度等が明らかとなりまして、国民に適切な情報提供ができるまでの間、接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、平成25年6月14日、厚生労働省は、積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定をいたしております。この因果関係、原因究明等の調査、審議を行っているところでございます。

こうしたことから、現在のところは、積極的な接種勧奨の再開の是非については、改めて検討することとしておりまして、積極的な接種勧奨の一時差し控えが継続している状況でございます。現在、国の方では。

ご指摘のとおり、この状態が長期化する中、非常にテレビですとか、新聞、雑誌等の報道によりまして、接種対象者、その保護者、医療機関、地方公共団体等に多大な不安、混乱等をもたらしているのも事実でございます。

本町におきましては、厚生労働省の指示通知に基づきまして、町広報誌への事業実施事項掲載に止めまして、接種を促す個別通知などは行わず、積極的な接種勧奨の一時差し控えを継続しているところでもございます。国から示されているマニュアルによりまして、広報誌の掲載は積極的な勧奨にはあたらないというふうに言われてございますので、町もその方向に沿って、町の広報誌に掲載をさせていただいているということでございますから、積極的な勧奨というふうには考えておりません。



そこで、子宮頸がんワクチンに関する情報提供につきましては、対象者等からの個別相談時に、厚生労働省のリーフレットや予防接種の効果及び副反応、接種に当たっての注意事項等を記載した説明書の配布、説明をするとともに、接種を希望する場合は、有効性とリスクとを理解した上で医療機関に相談をいたしまして、接種の是非を判断していただくよう指導してまいります。

よって、最初のご質問でございました、対象者の保護者に対する個別の案内及び個別の情報提供は行っておらず、対象者等からの個別相談時に情報提供等を行っているに止めてまいります。

続きまして、2番目のご質問でございますけれども、本町独自の判断での接種中止につきましては、現在、心因性に係る可能性を含み、厚生労働省がワクチン接種と副反応等との因果関係、原因究明等の調査、審議が継続されておりますので、子宮頸がんを予防するための効果が期待される法定予防接種と定められておりますので、独自の判断での接種中止は今のところ考えてございません。

先ほどのご質問の中にもございましたように、女性の方のがんの発症率が一番高いのは乳がんということで、その次に、子宮頸がんが2番目に多いということでございます。それで、子宮頸がんの中でも、20代から30代の方が主に発がん率が多いというふうなデータも出ているようでございますけれども、そういったようなことも含めた中でございますけれども、私どもも、なかなかそういった独自の判断ということについては非常に厳しいものがあるというふうに思っておりますから、やはり、国の判断を待って、しっかりとそれを受け止めていきたいというふうに考えておりますので、今のところは町独自で中止をするという考え方は持ち備えてございません。

次に、子宮頸がんを予防するためには、このワクチンの予防接種のほか、子宮頸がん検診を定期的に受け、がん兆候若しくは早期がんの発見、又は正確ながん知識の取得が必要でございます。これは、今ほどご質問のあったとおりでございまして、子宮頸がん検診につきましては、今年度、20歳の方に子宮頸がん検診無料クーポン券及び検診の必要性や正しい知識の理解を促すために検診手帳を配布するとともに、平成21年度から平成24年度までの期間に無料クーポン券の配布を受けた方で、子宮頸がん検診を受診していない40歳以下の方に、再度無料クーポン券を配布いたしまして、子宮頸がん検診の受診の勧奨を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、子宮頸がんの多くに性感染症の病原体が関与していることを踏まえ、各種健康教室等、健康相談、思春期セミナーなどにおいて、子宮頸がんについての指導講義、情報提供等を行うほか、性感染症の予防と併せて子宮頸がんの予防についての広報活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

したがいまして、今後におきましても、子宮頸がんを予防するために様々な機会をとらえまして、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、子宮頸がんワクチンを接種した方の接種後の状態を注意深く見守っていくことといたしたいというふうに考えております。

以上を申し上げます、ご質問のお答えとさせていただきますけれども、今年度の子宮頸がんの予防接種を受けておられる方は、今のところございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 国の判断、国の情報を待っているという、待っていると言いますか、それにならうというお話でした。待つだけでは情報不足や情報の遅れが懸念されます。この度の副反応の問題が最初に公表されたのは、国や厚労省ではなくマスコミです。町にはこれからも積極的に正確な情報の収集と、それから、児童、生徒、保護者への伝達、リスクも含めてきちんと伝えることを行っていただきたいと思ひますし、接種者へのフォローもしっかり行って欲しいと思ひます。

また、予防接種が定期接種化されたからとか、接種したから大丈夫だというふうに、安心だというような過度な期待をして、子宮頸がん、子宮がん、子宮体がんを含めてですが、子宮がん検診全般を軽んじることがないような周知を、これからも徹底していただきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願ひます。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しがありませんでしたので、一般質問を2点ほどさせていただきます。まず1点目は、町長と教育長です。よろしくお願ひします。

教育委員会制度の改正法案についてであります。

教育委員会は、1948年、戦前の軍国主義教育の反省にたち、教育行政を首長の一般行政から独立させ、教育を権力支配から守る制度として発足いたしました。しかし、わずか8年後の1956年、自民党政権が現行制度に改正、重要な役割を担う教育委員会の住民公選は廃止され、多くの教育委員会が国の意向に忠実な上意下達的な組織となり、政府でさえ弊害化を認めるほど行き詰っております。この間のいじめ自殺への隠ぺい対応もその一つであり、教育委員会の民主的改訂は喫緊の課題です。

ところが、今回の方向は民主化ではなく、教育委員会を首長の元に組み込もうというものであります。自民党教育再生実行本部の主張に近い案では、教育委員会は、方針決定の権限を失い、教育長の付属機関に格下げされ、教育行政は首長直轄となります。制度改訂の狙いは、安倍流の、安倍政権ですね、日本の侵略戦争美化の愛国心教育と、異常な競争主義を持ち込み、教育委員会に最後に残された国や首長からの独立性を奪い、首長が国の方針を基に策定し、教育委員会が従属される仕組みと、新教育長問題であります。

新教育長は、教育長と教育委員長とを兼ねるポストで、教育委員長は廃止であります。これにより、教育長と教育委員会の力関係が制度上入れ替わるものであります。

以上、申し上げましたが、本国会で審議されている政府提出の教育委員会制度改訂案について、町長及び教育長の立場では、どのようにお考えされているのかお伺ひしたいと思ひます。以上。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 教育委員会制度改訂法案についての考え方はどうなのかというふうなご質問でございますけども、まず最初に、愛国だとかというふうな話、それが即、軍国につながっているようなことについては、非常に今聞いていてもあまり良い耳障りではなかったのかなと、やはり、日本人としてはやはり当然、祖国日本を愛するという郷土愛

だとか、隣人愛だとかというのが最も大事なことでございますので、それはそれとして、しっかりと受け止めていく必要があるのではなからうかなというふうに、私は思っております。

そこで、教育委員会制度の改革法案に対して、私の考えはどうかということでございますけれども、この法案は、今国会の衆議院で可決し、今日現在は参議院で審議中の法案でございますので、まだその対応や行政事務の詳細について検討しているところではありません。したがって、今後の国会審議を見守りつつ、法令等に従って粛々と対応していくとしか、今のところは申し上げられません。

この法案は、今ほどご質問の中にもございましたように、滋賀県大津市などで起こった問題を踏まえて、地方教育行政の責任を明確化すること、首長が主催する総合教育会議の設置などが柱となってまいります。

概要といたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置く。その任命は、首長が議会の同意を得て直接行い、教育長の任期は3年とすると。首長と教育委員会による総合教育会議を設け、首長は教育の振興に関する施策の大綱を策定するということが改正の要点でございます。教科書は、これもそうなんでございますけれども、この中の改定の中で、教科書の選定や教職員の人事などについては、従来どおり教育委員会が行うということになっているようでございます。

現実には、全国で1,700以上の地方自治体があるわけでございますが、県や政令指定都市のような規模では、首長と教育委員会との意思疎通が図りにくいのかも知れません。ただ、本町規模のような自治体においては、現在も十分な連携がとられているものと思っておりますし、地域住民の皆さん方も含めまして、教育に対しての強い関心が持たれていると考えております。

したがって、冒頭申し上げましたように、私の立場としては、どのような形になろうとも決定した法令に沿って、確実に地方教育行政が進められることを願っておりますし、この地に入植した時から今年で124年という時間を経過しようとしているわけでございます。脈々と先人から受け継がれました本町の教育が、更に充実発展することが最も重要であるというふうに認識をいたしておりますので、そのようなことで答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 次、教育長、答弁を求めます。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、私の方からも答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私は、今ほど町長が答弁したとおり、町長の考え方と同様でございます。

法案については、私がとやかく言う何ものもないのも事実でありますし、これまでも何度か制度改革がありまして、教育委員に保護者を含めたり、会議を公開にするなどの対応があったり、より良い教育行政を進めるために時代に即応した制度改革は必要であり、これまでもそれに対応した中で十分に役目を果たしてきたというふうに考えております。

大切なのは教育委員会の隠ぺいだとか、学校と教育委員会とのつながりが不適切だとか、そういうことのないように、そういう制度改革がどうのこうのというより、やっぱり新十津川の中の教育がしっかり連携をとって、町民の付託に答える教育になる、そういったこ

とが大切であろうというふうに思っております。

特に、保護者や町民の声を十分に把握し、子供たちの健全育成などの考え方が的確に反映させること、それがどういうふうに制度が変わっても必要だというふうに考えております。以上、ご質問の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今ほど、町長から答弁ありましたけども、国が決める政策に従ってやっていくということ、それで、教育長も町長の意見には賛成だということでもあります。

私が言いたいのは、一応、教育委員会という役割ですね、ということには、教育委員の人たちは保護者や子供、また、教職員、住民の不安や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックして改善するところである。

また、会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たされる体制を作ること。

また、政治的介入から教育の自由と自主性を守ること。憲法と子供の権利条約の立場に立って行政を行うこと。教育委員の公選制など抜本的な改革を国民的合意の下で進めること。これを見ますと、教育委員も選挙で昔は決められていたのかなというふうに思っておりますけど、今はそういうことではないということですね。

首長は、教育委員とともに地方の教育行政を担っております。具体的には、公立大学、私立学校、教育財産の取得と処分、教育に関する契約などの権限が分担、教育予算等の作成も首長がやっております。首長には、教育の実勢に配慮しつつ教育委員会と率直な意見交換も行い、教育予算の確保をはじめ、積極的な役割を果たすことを期待するものです。これは、私の方の教育委員会に対する要求なのですけれども、町長も教育長も、今これだけ言ったことの中身的には、ちゃんとやっているというように先ほどの答弁ではお聞きしました。

それで、教育は、子供を学び、成長する権利を保障するための大人社会の責任ということであって、国が今やろうとしていることは、新十津川町の子供たちに対して、どういう影響を与えるのかということが、ちょっと心配するところなのですけども、そこら辺について答弁いただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁はどちらに求めるんですか。

○9番（樋坂里子君） 両方お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、町長より答弁を求めます。

○町長（植田 満君） この改正について、どのような影響を与えるのかということでございますけども、先ほど申し上げましたように、我が町の人口6,950人でございますから、こういった小規模な自治体からしますと、教育委員会との、これまでも先ほど申し上げた通りでございますが、教育委員会との連携は取らせていただきながら、教育行政が進められているというふうに、私は認識しておりますし、教育長も同じ考え方だと思います。

ですから、先ほどもちょっとお話の中で予算の話も出ておりましたのですけれども、これはやはり、執行権は別にしまして、予算の関係については当然、必要なものは必要だということで、予算としては確保して、子供たちの教育にあてがっているということでございますから、そのことは大きく変わることはないのかなというふうに、私は思っております。

一番の問題は、改正の要点となっているのは、やはり、去年の滋賀県で起きたこういった問題が事の発端となって、こういうことにまで進展をしてきているということでございます。その解消策として、こういったような改正案が出てきたというふうに、私は認識しておりますから、いじめのない、もちろん学校でいじめのない、そういった社会が出来上がれば、一番それにこしたことがないわけでございますから、それに向かって当然、進んでいくことにもなるというふうに思っておりますから。

ですから、法律が改正になったからといって、急に手のひらを返したように、大きく変わるといふことは、私どもは考えておりません。これまでやってきたようなことを粛々とやはり進めていくということが、最も大事なことでなかろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 私にも、回答せよということでもありますから、町長と私も考え方は同じであります。今までも、町長と連携をして新十津川の教育の充実に努めてまいりました。

今ほど予算のこの話ありましたとおり、予算の執行権は町長にありますから、教育で何ほこうしたいと言っても、町長の理解がないと、そして、議員各位の理解がないと教育の充実は図れないわけですね。それで、今までも学校の耐震化の整備だとか、武道場の整備、さらには、今年から配置をした学習サポーターなど、それぞれ教育委員会と町長の考え方が相まって、そのように議会の同意を得て整備をされているという状況になっておりますから、適切に今までも連携をとってやっているということ、まず、ご理解をさせていただきたいと思えます。

今度、制度が変わっても、子供たちに係る影響は特にはなく、それぞれ役割の中で、しっかり教育委員会の中身、新教育長にいつかはなるかもしれませんが、なった時にはその役割の中でしっかりやっていかなければならないと思えますし、その何と云うんですか、教育委員になる方についても、新たな教育委員の役割として粛々と町民の教育の対応、子供たちの教育がどうあるべきかという対応を、しっかり対応しなければならないというふうに思っております。今までも、教育委員のやはり資質向上、いろんな見識を深めるために、研修機会を多くとっておりますし、そういうことを拡大しながら町内の教育の充実に努めていきたいというふうに考えているところであります。

また、ちょっと支配介入的なちょっと言い方が先ほどちょっと聞こえたのですが、支配介入というのは、特に今の制度が変わっても、末端の自治体には影響はないというふうに考えております。子供たちのために、町民のためにどうあるべきかということが、この制度の中での的確に活かしていくと、そういうことが必要だというふうに考えております。

また、冒頭の最初の町長が答えていただきましたけども、愛国心の問題もありました。それで、愛国心が直接、今の制度改革から変わるということではりませんので、学校の中では学習指導要領だとか教科書、適切な教科書がありますから、それに則って、子供たちの教育をしていくということになっておりますので、制度改革がなったから心配されている愛国心とか何かではなく、国を愛するということが大事なことでありますけども、違った意味でのそういうことではないということですね。いわゆる、戦争だとかそういう部分

のそういう心配のことでなく、ちゃんと国を愛する、そして自分の町を愛する、人の尊厳を守るという教育は、今後も必要でありますので、そのことを守りながら教育の充実に対応していきたいというふうに考えております。以上、お答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はありますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 国の教育方針が変わっても、今後、新十津川町としては、それほど変わる内容ではないというお話なので、是非、新しい制度ができて子供を中心に、新十津川町のこれからを担う子供たちが制度によって変わることなく、子供たちが伸び伸びと生活できるような、そういう全てにおいて子供が中心という考えを、是非、取り入れていただきたいというふうに思います。答弁はいりません。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

○9番（樋坂里子君） 次にいきます。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点目にいきます。農業委員会制度の廃止を含めての抜本的計画についてであります。

農業委員会の制度は、今、大きな岐路に立たされております。一つは、安倍政権が戦後に発足した農業委員会の制度を、農業の担い手の多様化、農地利用の複雑化など、変化した今日の状況に合わなくなっているとして、委員会公選制の廃止を含めて、抜本的な検討に乗り出していることでもあります。これは、財界が繰り返し求めてきた戦後の家族農業を基本とする農政の解体を進めるものであります。

また、公選による農業委員を利害関係者として排除し、農地に関する権限を弱め、大規模化推進の下請け機関に変質させようというものであります。

一方で、農業委員会の権限を奪いながら、今年から始まる農地中間管理事業で、地域の運用では大きな役割を求めておりますが、耕地放棄地の解消にはなるのか疑問とするところでもあります。

今、政府が検討に乗り出している事業は、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

町長、よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、農業委員会制度の廃止を含めての抜本的計画についてのご質問に対し、お答えを申し上げたいと思っております。

これも、前段の教育委員会の制度改革と全く同じでございまして、まだ、決定しているわけでもございませんですから、そのことを、まず、お断りを申し上げておきたいと思っております。

ただ、そこで、まず最初に農業委員会の制度及び本町の農業委員会の活動の状況について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

農業委員会は、昭和26年7月施行の農業委員会等に関する法律に基づきまして、市町村長の指揮監督を受けることのない独立した執行機関として、農地がない又は農地が著しく

少ない市町村を除きまして、全国の市町村に設置され、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく法令業務、農地の効率的利用促進など農業振興業務等を行ってございます。

本町の農業委員会は、選挙による委員が13人、もうじき今年度改選の時期でございますけれども、選挙による委員が13人、選任による委員が4人の計17人で構成され、平成25年度の主な活動状況といたしましては、総会は毎月1回ということでございますけれども、総会は11回、農用地の権利移動について、農地法関係で31件、農業経営基盤強化促進法関係74件の審議、採決を行っております。また、全委員が4方面に分かれまして、あっせん業務を行うほか、日常の相談活動、農地情報の把握、農地パトロールの実施など農業者の代表といたしまして活動を展開しているところでもございます。

また、今年4月からスタートした農地中間管理事業において、農業者への制度の周知、農地の出し手や受け手の掘り起しなど、農業委員会が同事業に積極的に関与し、農業経営の規模拡大や生産性向上に貢献することに、いっそう期待が寄せられているところでもございます。

ご質問のとおり、内閣総理大臣の諮問機関であります規制改革会議では、農業改革の一環で、農業委員会制度の見直しに言及しており、その実務的機能の強化を図るためとして、1点目は、選挙制度を廃止いたしまして、市町村長が選任する5名から10名程度の委員に一元化すること。2点目は、農地集約化や耕作放棄地の調査と農地の利用調整活動を行う農地利用推進員を設置すること。3点目については、事務局体制強化のため、複数の市町村による共同設置を推進すること。4点目は、各農業委員会の自主性、主体性を強化するため、都道府県農業会議や全国農業会議所制度を廃止すること。そして農業委員会の職務に関係する見直し事項として、農業振興地域における農業の6次産業化や成長産業化に資する農地の転用について基準緩和を図ることを提案をいたしてございます。

いずれにいたしましても、諮問機関から意見が出されたばかりでございますので、農業委員会制度の見直しが決まったわけでは、先ほど申し上げましたように、わけではございません。今後の動向をしっかりと見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

これも昨日の情報を併せまして、お知らせをいたしたいと思っておりますけれども、政府与党は、農業改革に関するプロジェクトチームの会合で、農業委員会の委員をすべて市町村長の選任別にするのことに對して、あまりにも首長の意見ばかりが繁栄されるのでなかろうかという意見、そしてなおかつ、地域の農協の話をもっと聞くべきであるというふうな意見が政府与党の中でも随分出ているようでございます。こういった中で慎重論もかなりあるようでございまして、最終的には、またプロジェクトチームの役員らに一任をされたということになってございますので、今ほど申し上げましたように、これらの情報をしっかりと把握しながら対処してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、町長から答弁ありましたけれども、さっきの教育委員会と同じように、今、国の方でやっているということ、これ今朝の道新ですけども、こういうことで全部出されておりました。今、町長が言ったように、懸念されていることも、町長の選任ではどうだというようなことも心配するということが書かれております。

そこで私は、町長は農業委員会制度というのを、そのまんまで必要としているのか。今、農業委員会の仕事いろいろ言われましたけど、この農業委員会を廃止するとか、今回の選挙をね、廃止するということですが、農業委員会制度そのものは、これは絶対必要だというふうに考えているのかどうか、町長がですね。それをまずお聞きしたいのと。

それから、新十津川町は基幹産業が農業でありますので、これから決められる成長戦略のもとでは、農家やJAピンネ、今、新十津川町にあるそういう所の影響が及ぶんじゃないかなというふうに、私は懸念しているわけですが、その点については町長は、どのように考えておられますか。

まだ、正式には決まっていはいないとは言いながら、大体こういう方向だということは、新聞や何かでも載ってますので、それなどを見まして、町長は新十津川町の農業と農協、農業関係に影響が全然に及ばないというふうに思っているのか、それとも、少しは影響を受けるのではないかというふうに思っているのか、そこら辺をお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 再質問で必要性があるのかどうかというご質問でございますけども、前段で農業委員会の活動状況をですね、ご説明させていただきました。これだけしっかりと地域の農業に取り組んでいただいております農業委員さんについても、必要性は無いとは、そんなことは申し上げられません。必要性があつて、これまで粛々とその職務を全うしてきていただいたわけでございますから、それはそのようなことは全くございません。

それと、影響でございますけども、どういったような、今、ご質問では無かったですけども、農協改革の問題等もございまして、どういうことになりますかと、少なからずも何らかの形で影響は出てくるのかなというふうには思いますけれども、それでは具体的にどういったことが影響なのかというふうなことについては、私も今のところはちょっと申し上げられませんですけども、やはり、少なからずも影響は出てくるのかなというふうには思っております。

先ほども申し上げましたように、農協さんの意見を、政府与党の中でも農協さんの意見をもう少し聞くべきでないのかというふうな話も出てくるくらいですから、影響は当然あるというふうには、私は思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

○9番（樋坂里子君） 少なからぬ影響は多分あると思うんですね。国は、全中央株式会社にするとか、いろいろなこと言われておりますので、影響するとは思いますが、新十津川町の農業を守るその一点で、やはり反対しなきゃならないようなところがあれば、一国に対して一つの町村が反対してもどうにもならないと言われればそれまでなんですけれども、なるべく新十津川の基幹産業である農業を守るという立場を、やはり貫いていただきたいなというふうには、私は常日頃思っておりますので、今、国がやろうとしている農業改革、先ほど質問の中では言いませんでしたけど、町長の答弁の中に出てきましたので、今、農業改革いろいろやろうとしております。

それと、今、基盤整備があちこちで行われているんですけども、基盤整備をやるという



ことは、将来的には大企業に農地を委ねても良いような、その準備としての基盤整備じゃないかなと、私はそういうふうに思っているんですね。ですから、大企業が入ってきて、大きなスーパーが北海道にはあまりないかもしれませんが、結構、企業が農地を開拓して、その品物を採って6次産業というのかな、そういうので販売してという、そういう計画が多分盛り込まれていると思うのですが、そうなるで大企業というのは、農業ばかりでないですけども、普通の店舗でもそうですけども、良い時はいいですね、けどちょっと左前になってくると、さっとういなくなる、そういう時に残された農地の利用がちゃんとできるのかどうか。そういうところまでやはり農業改革が発表された時には、考えていって欲しいなというふうに思うんですね。

多分、新十津川町でも今のところはないかもしれませんが、将来的には耕作放棄地というのが出てきた時に、大企業が入ってきて、その農地を利用して、利用するだけ利用したら、あとはほったらかしていくという、そういう時に再利用ができるような農地になっているかどうかというのが、今、国がやろうとしている改革の中に含まれていると、私は思っておりますので、是非、そういうことにはならないように他の地域から大企業というのか、法人ですか、法人が入ってきた時に、その土地を売るとか売らないとかって決めるのも、多分農業委員会が主体だというふうに思っておりますので、取り越し苦労と言われればそうかもしれませんが、新十津川町の農業をやはり守っていくためには、そこら辺まで先の先も考えて、いろいろ決めていただきたいなというふうに思っておりますので、これは、答弁になるかどうかわかりませんが、そういうことまで考えているかどうかということも、もし、答弁できれば聞きたいと思います。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 我が町は農業を基幹としてございますので、これ先々ですね、全く農業から離れた産業が新たに立ち上がるということは、全く今のところ、僕自身としては、そんなことにはならないんじゃないかなと、やはり、将来とも農業を基幹として今後、また、何百年というふうが続いていくものだろうなというふうに思っております。そのためには、農業をしっかり守らなければならないというふうに思っておりますので、まず、そのことを申し上げたいと思います。

農業委員会の関係も今ご質問がございましたですけども、TPPの問題についても同じことなのです。やはりそういったようなことで、こういったこともやはり農業を守っていくための一つの手段でございますので、そういったことはしっかりと、今後とも続けていきたいというふうに思っておりますし、ちょっと誤解があっては困りますけども、基盤整備は、大企業参入のためにというふうな話をされましたけども、これはもう全く違いますので、その考え方は改めていただきたいというふうに思っております。

基盤整備事業については、今現在ですね、担い手不足というふうな中で、いかにして効率的な農業を進めていくかと、そのためには数十年前までの小さなほ場の中で農業経営をやるということになりますと、今もう、人力から機械に変わってきているということから、そのための受け皿としては基盤がやっぱりしっかりしていなければならないということは、ある程度大きな面積でなければならないということになるわけですから、大企業を参入させるために基盤整備事業をやっているというのは、これはまっ

たくの間違いでございますから、それは改めていただければというふうに思っております。  
はい。

- 議長（長谷川秀樹君） 再々質問で終わります。  
以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。  
これをもちまして一般質問を終了いたします。  
2時45分まで休憩いたします。

〈演題撤去〉

（午後 2 時35分）

- 
- 議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時45分）

---

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第 7、報告第 2 号、平成25年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。  
内容の報告を求めます。  
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第 2 号、平成25年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。  
地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告をする。

内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。  
引き続き、内容の説明を求めます。  
総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

- 総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました報告第 2 号、平成25年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容の説明を申し上げます。

総額7,665万6千円の繰越明許費予算措置につきましては、第 1 回定例会で議決をいただいておりますが、繰り越された事業につきましては、順次、発注、着手しておりますので、執行状況も含めて申し上げます。

はじめに、3 款民生費、1 項社会福祉費、保健福祉支援システム管理事業ですが、金額253万9千円、翌年度繰越額96万4千円、未収入特定財源、国道支出金48万1千円、一般財源48万3千円です。これは、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修でありまして、来月までに更新される予定となっております。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費です。3 事業すべて、基盤整備事業等の繰越事業分でございますが、事業主体は北海道となりますので、進捗状況を確認いたしましたところ、現在までにほぼ発注を終えており、残りの事業につきましては7月までに発注する予

定と伺っております。

はじめに、新北部地区経営体育成基盤整備事業、金額2,183万8千円、翌年度繰越額1,963万4千円、未収入特定財源、国道支出金976万7千円、町債970万円、一般財源16万7千円です。

次に、新南部地区経営体育成基盤整備事業、金額969万4千円、翌年度繰越額930万円、未収入特定財源、国道支出金450万円、町債460万円、一般財源20万円です。

新西部地区経営体育成基盤整備事業、金額786万5千円、翌年度繰越額680万円、未収入特定財源、国道支出金330万円、町債330万円、一般財源20万円です。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費です。

道路付属物点検調査事業、金額740万円、翌年度繰越額740万円、未収入特定財源、国道支出金481万円、一般財源259万円です。この事業は、道路照明灯と案内標識の点検調査を実施するもので、昨日、発注いたしたところでございます。

橋梁整備事業、金額2,300万円、翌年度繰越額2,300万円、未収入特定財源、国道支出金1,495万円、町債800万円、一般財源5万円です。これは、点検調査に基づき補修が必要となった3橋の設計と1橋の工事を実施するもので、設計につきましては4月に発注済みでございます。工事につきましては、設計が完了後に発注を予定いたしております。

最後に、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費です。

林道施設現年度発生災害復旧事業、金額1,055万8千円、翌年度繰越額955万8千円、未収入特定財源、国道支出金621万2千円、町債300万円、一般財源34万6千円です。これは、北美沢線の災害復旧工事で、3月末に発注いたしてございまして、融雪後に現場も着工したところでございます。

合計で金額8,289万4千円、翌年度繰越額7,665万6千円、未収入特定財源、国道支出金4,402万円、町債2,860万円、一般財源403万6千円でございます。

以上、繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第2号、平成25年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をする。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の第41期、平成25年度でありますけれども、経営状況について内容を説明いたします。なお、5月27日、総合振興公社の株主総会、取締役会で認定が終わっております。主な決算数字を申し上げます。お手元の報告書8ページをお開き願います。

損益計算書であります。主な数字をちょっと申し上げますけれども、営業損益の部ということで、これは各部門ごとの売り上げでありますけれども、売上高の計ということで①のところに総額の数字が載っております。2億2,112万2,733円、総売上額がこの数字であります。24年度、前年度については2億919万4千円でありましたので、1,000万ほど増えたということでもあります。主なものでは、4番目の宿泊施設が去年は9,770万でしたですけど、今年は1億165万ということで400万ほどですね、400万ほど増えております。利用者も増えたということでもあります。その他に、公社が町から受けております業務受託の中でごみ袋を、公社を経由して各商店に配置をといたしますか、卸しておりますけれども、4月からの値上げによって3月までに、たくさんの皆さんが多く買っていただいたということもあって、去年より相当多い、半年分くらいの量が3月までにあったということで、この数字も増えているということでもあります。

販売費の②でありますけれども、2億1,650万7,333円ということで、これが経費であります。下の方に事業別の経費と売上高を載せてございますけど、総額での差引き売上総利益では461万5,400円と、これに一般管理費、貸倒引当金の繰入等を入れまして、営業利益と言われるものについては280万8,739円と。

この他に営業外損益、費用と収益、その他、特別利益の分を計算しまして、下の方に税引前当期純利益ということで⑬となっております。286万6,889円ということでありまして、これから、これに対する法人税、法人町民税がかかりますので、79万1,100円を引いた残りが当期純利益ということで、207万5,789円ということになります。

次のページ、9ページにですね、下の方に剰余金の処分に関する資料ということで載せてございます。前年からの繰越分と今期の当期利益分ですね、前年からの剰余金は1,104万8,242円に、今期の分207万5,789円を足した1,312万4,031円が次年度に繰越される剰余金ということになります。

7ページに戻っていただくと貸借対照表ということで、今年度といたしますか、26年3月31日現在の資産状況といたしますか、貸借対照表が載せてございます。一つひとつ申し上げますけれども、流動資産では5,112万3,041円、普通預金だったり、貯蔵品が主なものでご

ざいます。

資産の部の合計は6,038万8,422円で、負債の部は短期借入金で2,000万ということで、年々減っていきつつありますが、去年から大体2,000万でやっているとということで、2,000万の短期借入れとなっております。未払い金の202万5,000円については、これは、パート職員の給料でありますけれど、月末締め翌月払いということで、3月31日においては未払い金処理をするということで、このような数字となっております。

負債の合計3,726万4,391円、これに、先ほどの繰越剰余金と資本金1,000万を足した分で、合計6,038万8,422円の負債純資産合計ということでございます。

主な数字の説明については、以上であります。業務内容については、後ほどお目通しをいただければというふうに思います。以上で新十津川総合振興公社の経営状況の報告といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 9ページの剰余金の処分ということで、次年度繰越が1,312万円ほどあるのですけれども、依然はずっと赤字だったんですね。それがずうっと最近では黒字決算になってきてるんですけど、聞きたいのは、町から職員が派遣されているんですけど、その職員の賃金などもここに含まれていて黒字の財政になっているのか。それは別枠で職員の分はなっていたのか、そこら辺ちょっともう忘れたので確認したいと思うのですけども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えを申し上げます。25年度については職員2人おりました。現在4月からは、プロパーに1名替えましたので、町からの派遣は1名でありますけれど、この数字の中には職員の給料等については入っておりません。経費の中には入れておりません。

かかる経費については、旅費だったり、いろんなそういう経費についてはもちろん入っておりますけれど、純粋に職員に対する給与等については、町の方で見えております。

と言いますのは、派遣しているということだけでなく、町の業務、グループ名は今、商工観光グループに属しておりますけれど、担当として地場産業振興を担っているということで、行政の部分も担っているというか、担当しているということで、二足のわらじを履いているというような形で、派遣しっぱなしということではないものですから、そういうようなこともあって、町の方で給料は見えております。その分、行政的な業務も公社の中にいて担当していることもあって、そういうことになっております。

純粋に町の職員と言いますか、町の職員が派遣しなくても、プロパー職員だけで公社運営ができるようになれば非常に望ましいと思いますけど、現在のところは、なかなかそこまでいきませんので、町の業務も担当させながら、公社もやっているというようなことで、給料については町の方で支給をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） わかれば教えていただきたいというか、教えていただきたいのですが、2ページのふるさと小包事業の馬鈴薯についてなんです、これ件数15というから、何トン送ったのか、何個、15個なのかどうか分かりませんが、馬鈴薯については白いジャガイモと黒いジャガイモあるのですが、それも土壌によって色が変わってきたり、そして、これは送り届けるのですから、一方的な送り方になるのですが、市場制としては、全然、白と黒じゃ、雲泥の差があるのですが、これ、どちらのイモを送っているかわかればの話ですが。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） お答えしますが、ちょっと専門的な話で白と黒というのはちょっと理解できなかったのですが。

○7番（長名 實君） 例えば、黒い土で植えれば黒くなります。

○副町長（佐川 純君） そういう意味ですね。わかりました。

ジャガイモの種類は、男爵でありますので、ただ、私は、土地で変化があるかどうかというのは確認はしておりませんが、ここでのジャガイモは花月のパイロットでできた、作っていただいている方に、これまでも、何と言いますか、大々的にPRをするほど実際のところ新十津川町のジャガイモはないのですけれども、ただやはり、これまでもずうっととっていただいた方などが、やっぱり今年もというような注文があって、それを受けているというような状況であります。そういうことで、直接、その方と話をし、基本的には農協を通しますが、イモについては花月のパイロットからの、そこで作られているイモを送っているというような状況であります。以上であります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） ちょっと報告事項と離れてしまったら謝らなきゃならないんですけども、私は、この総合振興公社ですね、町の農産物等の販売に大きく貢献しているということで評価はしております。私個人も、この公社を利用しまして、内地府県の親戚等に物産を送って、新十津川のPRの一助に努めているところでございますけども、逆にそういうふうの評価している町民もおりますけども、また、こういうふうにおっしゃる町民もおられるのですけども、この総合振興公社というのは、どういう目的で作られたのかという部分について、適当な時期に住民に対してPRをする必要があるかなということが1点です。

それと、近年このような形で金額の多寡は別にいたしまして、利益を上げているということについては、それなりの営業努力をされていた結果だろうと思います。それはそれで高く評価したいと思いますけども、あくまでも、これは御商売でございまして、やはりどっかの時点で、自立させるという発想を、私は町としては持つべきではないかなというふうに思うのですけども、今の段階で、そういうことをおっしゃる町民の方もいらっしゃるのですけども、その辺についてはどのようにお答えになるのか、ちょっとお聞きしたいなど

思います。

いわゆる、プロパー職員等を増やしてというふうな話がございました。つまり、この総合振興公社があることによって、雇用の場も生まれているという観点は、決して否定しません。けども、変な話ですけども、副町長さんが無給のまま社長を続けていっている商売が、果たして発展するのかどうかですね。私にはちょっと疑問だし、また、そうおっしゃる住民の方も、そういう目で物を見ておっしゃっているのだと思います。しかるべき時期にきちっと手放しをして、いわゆる、経営手腕のある方に対して、こういったことをお任せするような流れを作ろうということが、私は大事ではないかなというふうに判断するわけなんですけども、その辺について、現時点でのお考え方をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） それでは、お答えをいたしますけれど、基本的に今やっている内容というのは、何と言いますか、時代、時代で変化してきておりますから、これをもって振興公社の業務だということ、これからも変化していくというという意味では、代わっていきたく思いますけれど。ただ、公社ができたのは51年だったと思います。61年ですね、失礼しました。61年だったと思いますけれど、やはりその時には、町が100パーセント出資でありますから、商売と言いますか、何かをやって利益を上げてということも、もちろん株式会社ですから、当然、それを度外視してということではありませんけれど、やはり目的には物産を通じたり、観光だったり、そういう面から新十津川をPRしていくんだと、周知していくんだと、町外の方にはそういう一面もありますし、また、地元の町内にあった産業の、農家の皆さんだったり、いろんな産業の方に、いかに手助けと言いますか、フォローしてあげれるかという役割を持ってスタートしたというふうに、私どもは認識しておりますから、そういう意味では、なかなか何と言いますか、利益をもって、それだけを追及してやるということにはならないかと思えます。やはり、新十津川を度外視して、金儲けになるからということには当然なりませんから、当然、地元こだわったり、地元の中の物だったりというような、あるいは、新十津川にゆかりと言いますか、そういうつながっているもので、初めて、公社の意義というふうなふうに、私どもは感じておりますから、その中でどれだけできるかというふうな中で、時々、時代、時代の中でやっていかざるを得ないだろうと思えます。そういう意味で、確かに、地元の皆さんにとっては、まだまだ公社自体がPRが下手だったり、そういう目的をしっかり皆さんに周知してないんでないかという面では、ご指摘のとおりだと思いますので、これらについては今後、いろんな方法で考えていきたいというふうに思います。

ただ、自立という面では、先ほども申し上げましたとおり、自立できれば望ましいと言いますか、これに越したことはないというふうに思いますので、全国の中ではそれなりの収益を持ってプロパーだけでやっている所もありますから、やはりそれを見習ってと言いますか、それを目標にして頑張っていかなきゃならんというふうに思っておりますけれど、数字だけでそれを追及してやるというのも一つの方法でしょうけれど、できたら、新十津川にこだわって町の方針と言いますか、産業だったり、農業だったり、観光だったり、いろんな面と足並みそろえていろんなことをやっていきたいというふうに思っておりますので、

今後もそのような方向でやっていきたいと。

ただ、現在1,300万ほどの経常利益というか、繰越剰余金が出ましたですけど、これまでも単年度に、やはり500万ほどの赤字が出たということもありますから、そういうことを考えていきますと、どれだけがいいかというのは分かりませんが、このくらいの数字ではなかなか心許ないというんですか、独立だとかという話には到底ちょっとほど遠いなどという気がしております。昔、専任の社長がおられた時代には、当然、社長の報酬も出ておりましたから、そういう専任の場合については、そういうこともあるかと思えますけれど、今は私はほとんど町の方におりますので、名ばかりの社長ですので、報酬という話にはならないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） ご苦勞が多いんだと思いますけども、当面はこういう形で続けていきたいとおっしゃったんだろうというふうに思いますけども、一面の考え方としまして、私もどちらかというと、今、発言したように近いことであって、儲かっているうちにできるだけ自立をしてそこの部門で頑張るということが、将来的には町にとっても良いのかなというふうに私は思います。

したがって、株式会社ですから、そういった意味での株式の総会等もいろいろあるんだろうと思いますけども、そういう意見もきちっと議論の場の中に入れていただいて、やはり、赤字になった時にそんな話をしてもなかなか大変なんで、黒字化しているということは、一定の努力が実って、そういうことにつながっているんだろうというふうに理解したいと思えますので、経営の考え方の一端に取り組んでいただきながら、将来を展望していただきたいという希望を伝えておきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をする。

内容につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承



認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小林 透君登壇〕

○産業振興課長（小林 透君） それでは、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況についてご報告を申し上げます。

まず初めに事業報告の方でございますけれども、報告書の1ページの方からご説明を申し上げたいと思います。25年度につきましては第2期といたしまして、大きく4点の事業を展開してございます。

1点目は、法人化を希望する農業者の発掘や研修の実施。2点目といたしまして、新規就農希望者の受け入れ手段となる農業継承事業希望農家の発掘。3点目といたしまして、限界集落となっている幌加地域の再生課題等についての話し合い。4点目に、農地集積円滑化事業についての随時の地域との調整ということが、大きく4点の事業内容でございます。

詳細を一部ご報告申し上げます。まず1点目といたしまして、農地利用集積円滑化事業の関連でございます。農地法3条の事業と、それから新規の賃貸借契約について、公社が取扱いをしたということでございまして、実績については下の丸印にあるとおり、農地賃貸の申し出戸数16戸、農地利用調整会議が13回、平成25年度円滑化事業実績が30万7,005平方メートルという状況でございます。

2点目が、多様な担い手の育成支援事業関連ということでございまして、(1)から(7)までございます。1点目は、新規就農相談に関して1件の相談を行ったということでございます。それと11月には、札幌コンベンションセンターで、新農業人フェアにブース出展をしたということでございます。2つ目といたしましては、新規就農の手段となる経営継承事業におきまして公募をいたし、2名を登録したということでございます。3つ目が、青年就農給付金、これは経営開始型というものでございますが、これについて2名を推薦して、向こう5年間、年間150万円の給付を決定したところでございます。4点目が、過去に認定を受けて農業大学校等で研修をした際に、借り受けた就農支援金の免除手続きに関しまして、5名分の手続きを進達したものでございます。次のページ、2ページ目でございます。(5)でございます、水稻直販栽培の経済性についての講師を招へいして、24名を対象に講座を開講したということでございます。6点目が、農業者の婚活支援事業を協賛して実施をしたと、昨年は8月の4日に実施をしたものでございます。7点目で、農業法人化対策ということで、昨年度、1件、農業法人の調整を行いまして、本年春に農業組合法人の一法人が立ち上がったということで、実際に事業を展開をしている状況でございます。

3つ目で、農地利用調整支援事業関連ということでございますが、地図システム、農地の地図システムを導入、活用いたしまして、これを使い、今幌加地区に関しましても、このシステムの内容を分析して集落の懇談会等を実施しました。それで、このうち3名から幌加地区の農地流動化の希望が出されまして、売買1名、賃貸1名が成立したという状況でございます。

4つ目が、不足農業労働力の支援事業関連ということでございまして、不足する農業に対して派遣会社5社から、述べ773名の派遣を仲介したというものでございます。

5点目が、農作業受委託支援事業関連ということでございまして、これは農作業の受委託の支援ということで、秋まき小麦、それから、春まき小麦、そば、大豆に関しまして、それぞれここに記載のあるとおりの支援を行ったというものでございます。

その他といたしましては、北海道農業公社との調整で農地保有合理化事業の関連について調整を行ったと。それと、浦臼町議会議員に対して公社の説明も行っております。事業視察も受け入れると共に、北海道農業公社、それが受託をします農地中間管理機構の事務の受委託の関連の打ち合わせを実施をしているというものでございます。

4ページ目でございますが、農地利用の集積の円滑化事業の実績でございますので、ご覧になっていただければと思います。

5ページ、6ページにつきましては、月別の事業経過を記載してございます。詳細について記載をしてございますので、これもご参照いただければというふうに思います。以上が、事業の実績についての報告となります。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

これは、決算状況についてでございますが、貸借対照表でございます。資産合計で、当年度、506万5,136円。負債の合計で2,120円。負債及び正味財産合計506万5,136円という状況でございます。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

これが、25年度の損益計算書になります。10ページは収入の部が記載してございます。基本財産運用で決算797円、事業収入はございません。負担金で969万6,000円。内訳は摘要欄に記載をしてございます。補助金はございません。諸収入972円。繰越金で29万7,203円。合計の収入が999万4,972円ということでございます。

11ページ、12ページ、13ページ、14ページまでございます。これが支出の部でございます。

11ページの事業支出でございますが、決算額が192万3,452円ということで、その内訳といたしましては、農地利用集積円滑化事業関連で1万579円。多様な担い手の育成支援事業で11万9,785円。農用地利用調整支援事業で90万5,883円。12ページにいきまして、農業労働力支援事業は、決算ございません。農作業の受委託支援事業で52万6,005円。その他の基本方針を達成する事業ということで36万1,200円ということでございます。

13ページにつきましては、管理費でございます。人件費、旅費、業務費、負担金、施設費。

14ページは、諸税の負担金及び雑費ということで計上をしてございます。

支出の部合計では、993万1,956円ということで、次年度へ繰越が6万3,016円という決算の状況でございます。

15ページは監査の報告が添付されてございまして、適正に処理されているという報告があったところでございます。

以上、平成25年度の一般財団法人ピンネ農業公社の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1 番、安中経人君。

○1 番（安中経人君） 2 点ほど質問したいと思います。2 ページ、（7）ですね、初めて新十津川に農業組合法人アグロスというのが大和地区で出てきているのですが、基本的な農地が12ヘクタールで、作業の受託面積が60ヘクタールということで、この4名の方というのが、法人面積受託も受けて72ヘクタールもってのみでやっているか、それぞれが、個人経営で持って経営をしている分と、これと二股でやっているのか、その辺の内容ですね。今後、こういう形で、担い手不足の時に、機動力のあるメンバーが、こういう具合に大型化して、法人化していくということは、非常に新十津川の農業に対しては、先が見えてくるなというように思いますので、これの内容も若干、詳しく触れていただきたいなど。

それから、ピンネ農業公社ですね、この中ずっと見てるのですが、一つ私が取り組んでいただきたいなという部分が、今後のピンネ農業公社の一つの事業じゃないかと思います。特に今、南空知ではGPSを利用して農業機械の無人運転化が、今、大学と提携して進んでおります。新十津川の場合、パワーアップ事業などで、かなりの面積では場が再編成されているということで、当然、ほ場の工事した時に、各ほ場の座標、多分、ほ場ごとに座標を持っていると思いますので、近年にやっていますので精度が高いと思うんですね。それらをGPSと組み合わせていくと、今、非常に高齢化している中で、例えば農地を受託面積にしていくなり、若い人方に賃貸で貸していくにしても、非常に作業労力が省力化される。インテリジェンスな農業がこれから求められている中で、今後、先取りとして実施まで行く前に、調査研修というのがまさにピンネ農業公社の一つの役割でないかなと思うんです。だから、先々にそういうことをやっていくことがどうかということも含めて、その辺の見通しについて、将来展望として伺いたいなということで、これは、町長に伺った方が良くないかと思います。この2点、よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは2点の答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げたいと思います。アグロスの具体的な数字の詳細はちょっと手元に今ございませんので、詳細の何点何平米というところはちょっと、今申し上げることはできませんが、個人経営と併用して法人経営をしているという状況でございます。このアグロスに関しましては、今後、27年度以降について、もし事業が軌道に乗るようであれば、この共同の法人経営の面積についても拡大をしていきたいというような考えを表明しているという状況でございます。

2 点目に関しましてですが、インテリジェンスな作業をということで、いろいろ試験的にこのGPSを使った機械の導入等が、いろいろな地域で実験的に行われておりますので、そこら辺についても、ピンネ公社の方でも研修だとか、そこら辺の啓発についても実施している状況でもありますので、さらに、町の方といたしましても、そのような推奨、啓発等を進めていくように話はしたいなというふうには考えてございます。私の立場からは、以上ということで、よろしいでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

○1 番（安中経人君） 今の所管課長からの答弁ですけども、その域を出ていないので、

やはり行政の責任担当者としては、町長の方からも、私は少しコメントいただきたいなと  
こういう具合に思いますので、よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、町長より答弁を求めます。

○町長（植田 満君） 最近の農業経営というのは、本当に機械がなければできないよう  
な、要するに、それだけの規模が拡大をされてきているという状況下でございまして、ゆ  
くゆくは、こういったような農業機械の無人化による農作業といったようなことにも、だ  
んだんと移行してくるのかなというふうに思っております。

現実には、妹背牛町においてはGPSでもって、今、大学と提携しているんですね。そう  
いったような取り組みもやっておられますから、そういう方向で、今後の農業経営のあり  
方としては、そういう方向にも向かっていくのかなと。それが引いては、機械化がどんど  
ん進化していくことによって担い手の育成、確保といった面も、また、非常に要因なこと  
にもつながってくるのかなというふうに、実は思いもあります。

GPSではないんですけども、コンバインあたりも相当進化しておりまして、1,300万円  
ほどのコンバインを、今年度の秋から売り出すということなのですけども、収穫と同時に  
タンパクだとかアミロースだとか、全部把握できるような、そういうようなコンバインが、  
今年度の秋から売り出されるというような話です。それは来年度の施肥計画にもつながっ  
ていくというふうなことです。本当にすごい進化の仕方をしているということござ  
いますから、そのことについては、将来の農業のあり方といったものにも関連するわけ  
でございますから、それらのことについては、しっかりとまた、勉強しながら取り組んでま  
いりたいなというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 1ページ目の2の2、3、新規就農の手段となるという、2番と  
3番は関連性があるのかどうなのか、その辺、聞かせてください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林 透君） それではご答弁を申し上げます。2の（2）と（3）で  
ございますが、これは、それぞれ事業自体は別なものでございますが、対象者が新規就農  
者、あるいは青年就農者を含めた者というふうにしたときには、対象者としては、共通す  
る部分があると。

ただし、（2）につきましては、経営自体を今持っている農地機械等を、それ自体をそ  
のまま受け渡していくというような取り組みでございまして、（3）に関しましては、  
新たな青年が就農をしようとして定着しようとするときに、いろいろな支援をするとい  
うようなものでございます。

両方とも新規就農という状況も発生するかと思っておりますので、対象者としては、重複す  
る部分はありますが、事業としては別なものということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

8番、後木幸里。

○8番（後木幸里君） そうしたら3番の青年就農者ということで、2名推薦し、書類作

成等の支援をするとともに、向こう5年間、年間150万円の給付が決定しましたということですから、どこかで仕事をしなきゃなんないわね。その辺りは、どの辺なんでしょうか。新十津川町内だと思うけど。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林 透君） それではお答え申し上げます。ここに記載がしてあります2名というのは、町内の後継者でございます。親が農業経営をしている部分で、経営を分けて、それで、自活して後継者として分かれて独立して、農業を実施しているということで、それが定着するまでの5年間に支援の給付金が当たるという内容のものでございます。町内で、実施されている方々でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで3時45分まで休憩いたします。

（午後3時35分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時45分）

---

#### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第28号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第28号、新十津川町税条例等の一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由につきましては、2枚をめくっていただきますと、提案理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税における給与所得控除の見直し、地方法人課税の一部を国税化するための税率の見直し、軽自動車税の税率の見直し及び固定資産税の特例措置の見直しを行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 遠藤久美子君登壇〕

○住民課長（遠藤久美子君） ただいま上程いただきました議案第28号、新十津川町税条例等の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。資料としてお配りさせていただきました、新十津川町税条例等の一部を改正する条例の概要についてをご覧ください。

今回の改正の主なものは、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことにより、第1回臨時議会で専決処分のご承認をいただきました以外のものについて改正を行うもので、主な改正は3点になります。

1点目は、軽自動車税の見直しで、アとして原動機付き自転車及び二輪車の標準税率が約1.5倍に引き上げられたことにより、標準税率と同税率に改正し、平成27年度分から適用するものです。

イ、軽自動車及び小型特殊自動車については、農業者や中小企業者等に配慮し、標準税率が自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げられたことにより、町税も標準税率と同税率に改正し、平成27年度から適用するものです。なお、3輪以上のものについては、平成27年4月1日以後に、最初の新規検査を受けるものから新税率を適用することになります。ですから、すでに所有している軽自動車や中古車を新たに取得した場合については、現行税率が適用されます。また、もっぱら雪上を走行するものと小型特殊自動車については、標準税率は定められていませんが、今回改正される軽自動車税の税率と均衡を失しないよう約1.25倍に引き上げるものです。

次にウとして、3輪以上の軽自動車のグリーン化特例の新規導入については、軽自動車についても二酸化炭素排出量の抑制等、環境への負荷の低減に資するため、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね20パーセントの重課税率を導入することにあわせ、町税においても重課税率と同税率に改正し、平成28年度から適用することとするものです。なお、電気自動車や被けん引自動車等は除かれます。

2点目は、法人町民税の税率の見直しです。これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を制限税率と同税率に引き下げるもので、本年10月1日以降に開始する事業年度から適用するものです。

3点目は、固定資産税に係る課税の特例措置の導入についてです。これは、地域決定型地方税特例措置、いわゆる、わがまち特例と言われるもので、法律の範囲内で地方団体が特例措置の期間や割合を条例で定めることができる仕組みで、本町においても地方税法で規定している減額の参酌割合と同額とするものです。なお、現在のところ、該当するものはありません。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

第34条の4は、法人税割の税率を現行14.7パーセントから12.1パーセントに引き下げるものです。なお、この改正による影響としては、年額152万円減少する見込みとなっております。

次に4ページと5ページの第82条は、軽自動車税の税率についてです。

第1号は、原動機付自転車で、アは総排気量が50cc以下のものは1,000円を2,000円に、

イは2輪のもので総排気量が50ccを超え90cc以下のものは1,200円を2,000円に、ウは2輪のもので総排気量が90ccを超え125cc以下のものは1,600円を2,400円に、エは3輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のものは2,500円を3,700円に改正するものです。

第2号のアは、軽自動車で2輪のものは2,400円を3,600円に、3輪のものは3,100円を3,900円に、4輪以上のもので乗用で営業用は5,500円を6,900円に、自家用のものは7,200円を10,800円に、貨物用で営業用のものは3,000円を3,800円に、自家用のものは4,000円を5,000円に、もっぱら雪上を走行するものは2,400円を3,000円に改正し、イの小型特殊自動車は農耕作業用のものは1,600円を2,000円に、その他のものは4,700円を5,900円に改正するものです。

第3号は、2輪の小型自動車で4,000円を6,000円に改正するものです。

なお、この改正による影響は、平成27年度で2,368台、税額は141万円増額となる見込みです。

次に、6ページからの附則の改正についてですが、附則第10条の2は、固定資産税に係る課税の特例措置について、減額割合を定めるものです。

7ページ第16条は、軽自動車税の税率の特例についてです。3輪以上の軽自動車で13年を経過したのものについて、標準税率の概ね20パーセントの重課税率とするための読み替え規定になります。3輪のものは3,900円を4,600円に、4輪以上で乗用の営業用のものは6,900円を8,200円に、乗用で自家用のものは10,800円を12,900円に、貨物用で営業用のものは3,800円を4,500円に、貨物用で自家用のものは5,000円を6,000円に読み替えるものです。

8ページ第19条及び第19条の2は、個人町民税の課税の特例で規定の明確化のために改正するものです。

10ページからの現行第22条から第23条までの東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないと、削除することとしたものです。

次に新十津川町税条例の一部を改正する条例の改正についてご説明申し上げます。15ページをご覧ください。

この条例は、本年第1回定例会に上程いたしました一部改正条例の改正になります。

附則第21条の2の改正については、条ずれに伴う引用条文の改正です。

続きまして議案をご覧ください。附則の主なものを説明させていただきます。最後のページをご覧ください。

附則第5条の2は、軽自動車税に関する経過措置で、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、その年月ではなく、年のみが自動車検査証に記録されていることから、当該軽自動車に対する重課は、初めて車両番号の指定を受けた月の属する年の12月から起算して、14年を経過する月の属する年度以後の年度分の軽自動車について、適用することとするものです。

第6条は、3輪以上の軽自動車で最初の新規検査から13年を経過しないものは現行税率とする読み替え規定と、グリーン化特例の導入のための読み替え規定となります。

以上、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第29号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第29号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第29号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地方税法の施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険世帯の被保険者の軽減措置の見直しに伴う所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては同様に住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 遠藤久美子君登壇〕

○住民課長（遠藤久美子君） ただいま上程いただきました議案第29号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表及び資料についてもご参照ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町における国民健康保険税条例についても所要の改正を行うものです。

主な改正の1点目は、課税限度額の見直しです。被保険者の所得が伸びない状況において、保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げにより、必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担と比較し、中間所得層の負担が重くなるため、課税限度額を引き上げ、高所得層により多くの負担を求め、中間所得層に配慮した保険税の設定とするものです。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行14万円から16万円に、第2条第4項は、介護納付金課税額の課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げるものです。これにより国保税の合計の課税限度額は、現行77万円から81万円になります。また、この改正による影響は、33世帯で、税額は約200万円増える見込みです。

2点目は、低所得者に係る軽減措置の拡充です。第21条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法の見直しで、減額の対象となる所得の算定における被保険者数に、現行は世帯主を含まないこととしていましたが、世帯主も人数に含めて計算するものです。



次に第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定の見直しで、現行は、被保険者一人当たり35万円であったものを、45万円に引き上げるものです。具体的な事例につきましては、資料の2ページ以降に記載しております。その中の一つを説明いたしますと、2の(1)の例ですけれども、単身世帯、介護該当で年収120万円の方の場合は、現行では2割軽減の該当ですが、改正後は5割軽減に該当し、税額は25,800円減額されることとなります。なお、これら軽減基準拡大による影響は、軽減なしから2割軽減になる世帯が51世帯で税額としては116万円、2割軽減から5割軽減になる世帯は80世帯で税額としては216万円。合計で332万円減少する見込みです。

その他に条例内の整合性を保つため、金額の表示を算用数字に改正しております。

次に、附則ですが、この改正は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものです。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第30号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第30号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第2号でございます。

平成26年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,027万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,350万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

内容につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第30号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第2号となります。内容の説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額1,356万5千円、計2億9,537万9千円。

16款、道支出金。補正額300万円、計3億6,323万3千円。

19款、繰入金。補正額2億301万9千円、計2億8,014万1千円。

21款、諸収入。補正額9万4千円、計5億9,329万6千円。

22款、町債。補正額1,060万円、計10億540万円。

歳入合計、補正額2億3,027万8千円、計64億4,350万8千円。

続きまして、9 ページ、歳出であります。

2 款、総務費。補正額7万4千円、計4億7,773万8千円。財源内訳、一般財源7万4千円。

3 款、民生費。補正額350万3千円、計6億8,642万3千円。財源内訳、国道支出金350万3千円。

6 款、農林水産業費。補正額307万円、計13億8,413万9千円。財源内訳、国道支出金300万円、その他財源9万4千円、一般財源、減額の2万4千円。

7 款、商工費。補正額615万7千円、計1億8,164万3千円。財源内訳、一般財源615万7千円です。

8 款、土木費。補正額1,580万円、計5億6,009万6千円。財源内訳、国道支出金1,006万2千円、地方債360万円、一般財源213万8千円。

10款、教育費。補正額47万4千円、計5億6,466万1千円。財源内訳、一般財源47万4千円。

11款、災害復旧費。補正額680万円、計1,480万円。財源内訳、地方債700万円、一般財源、減額の20万円です。

12款、公債費。補正額1億9,440万円、計9億5,011万3千円。財源内訳、一般財源1億9,440万円。

歳出合計、補正額2億3,027万8千円、計64億4,350万8千円。財源内訳、国道支出金1,656万5千円、地方債1,060万円、その他財源9万4千円、一般財源2億301万9千円。

次に、地方債の補正を説明いたします。7 ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、地方債補正。追加分であります。

起債の目的、橋りょう長寿命化事業債。限度額360万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、現年度発生林業施設災害復旧事業債。限度額700万円。起債の方法、利率、償還の方法については、橋りょう長寿命化事業債と同じであります。事業の内容については、歳出で説明をいたします。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般管理費。補正額7万4千円、計3,462万2千円。財源内訳、一般財源7万4千円。内容を申し上げます。21番、保護司会支援事業7万4千円。新十津川には、保護司の皆さん6名おられますけれど、滝川地区の保護司会に所属をしております、会は

滝川市を区域とした滝川分区と、新十津川町を区域とした新十津川分区からなり、事務所を、これまで滝川市の総合福祉センターに置いておりました。3月末をもって福祉センターが耐震性のことで使用ができなくなったことから、新たに事務所を滝川市内に設けることとなったことから、そのための維持管理経費が増えたということで、その一部を新十津川町が負担するものというものであります。

続きまして、22、23ページ。3款民生費であります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額91万7千円、計9,226万9千円。財源内訳、国道支出金。臨時福祉給付金支給事業補助金でありまして91万7千円。内容を申し上げます。13番、臨時福祉給付金支給事業91万7千円。これは、臨時福祉給付金の支給事務に要する費用を補正するものでございます。現在のところ受付業務が7月1日からの計画としてございます。

続きまして、2項1目児童福祉費。補正額258万6千円、計1億9,559万7千円。財源内訳、国道支出金258万6千円。これは子育て世帯臨時特例給付金支給事業補助金であります。内容を申し上げます。10番、子育て世帯臨時特例給付金支給事業258万6千円。この補正費用は、チラシ等の事務経費と給付金の増額でありますけれども、給付金については、当初予算では、国の指示で1月1日現在の児童手当受給見込み者の80パーセントを計上するというように計上しておりましたけれども、今回、給付金対象者により算出をいたし、給付金、予算上は交付金でありますけれども、この不足額を補正するものでございます。

続きまして、24、25ページであります。6款農林水産業費。

6款1項2目農業振興費。補正額300万円、計1億7,861万9千円。財源内訳、国道支出金300万円。北海道青年就農給付金事業費補助金300万円であります。内容を申し上げます。先ほど、ピンネ農業公社の中でも話ありました内容でありますけれども、15番、青年就農給付金事業300万円であります。道の事業で、先ほどのピンネ公社で説明ありましたとおり、最大5年間受けられるという事業でありますけれども、昨年度もこの受給した対象者2名分を、今年度においても前年度の所得等が判明し、受給要件を満たすということから、補正し、これを補助するものというものでございます。

次、5目農地費。補正額7万円、計11億3,659万1千円。財源内訳、その他財源9万4千円。これは、国営造成土地改良施設防災情報事業負担金であります。一般財源、減額の2万4千円。内容を申し上げます。9番、基幹水利施設管理事業7万円。これについては、昨年度、新十津川ダムに設置をいたしました地震計の情報データについては、既存回線を活用する計画でおりましたけれども、セキュリティ上の問題から新規回線が必要となったことから、必要額を補正するものであります。財源については、全額、札幌開発建設部が負担するというものでございます。

続きまして、26、27ページであります。7款商工費。

7款1項1目商工振興費。補正額106万1千円、計5,072万8千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。10番、企業振興促進事業106万1千円。これについては、昨年度改正いただきました、企業振興促進条例に基づき、昨年度、認定いたしました企業1社に対し事業が終了し、投資額が確定したことから、投資額分の2割を補助するものでございます。

続きまして、2目観光振興費。補正額509万6千円、計6,609万9千円。財源内訳は、す

べて一般財源であります。内容を申し上げます。2番、ふるさと公園維持管理事業172万8千円。これについては、ふるさと公園のイベント広場の中にあります野外ステージの屋根が、雪害によりまして破損したことから修繕をするというものでございます。続きまして、13番、ふるさと温泉維持管理交付金88万4千円。これは、グリーンパークしんとつかわの平成25年度の決算が確定したことから、ふるさと温泉維持管理交付要綱に基づき、管理交付金を算出したところ、不足額が出ておりますので、その不足額を補正するものでございます。14番、ふるさと温泉揚水設備更新事業248万4千円。これについては、町所有の温泉井戸、2本のうちの1本でありますけれど、この揚水ポンプが故障し交換したことから、協定に基づき、町が経費相当分を負担するものというものでございます。

続きまして、28、29ページとなります。8款土木費。

8款2項2目道路新設改良費。補正額530万円、計1億2,491万2千円。財源内訳、国道支出金、社会資本整備総合交付金323万7千円。一般財源は206万3千円であります。内容を申し上げます。2番、道路名標識板設置事業530万円。この事業については、平成22年度から社会資本整備総合交付金の事業として進めてきておりますけれど、本年度分の交付額が確定したことから補正するものであります。今年度については、弥生、総進方面の33基を整備する予定でございます。

3目橋りょう新設改良費。補正額1,050万円、計1,050万円。財源内訳、国道支出金、社会資本整備総合交付金682万5千円。地方債、橋りょう長寿命化事業債360万円。一般財源7万5千円あります。内容を申し上げます。1番、橋りょう整備事業1,050万円。これは、橋りょう長寿命化修繕計画、平成24年に作成しておりますけれど、これに基づき社会資本整備総合交付金の基幹事業として行うものでありまして、今回交付額が確定したことから補正するものであります。内容については、総進の杉原谷川にかかっております、岡野橋と吉野の夢色の橋の補修設計委託でございます。

続きまして、30、31ページとなります。10款教育費。

10款4項4目図書館費。補正額47万4千円、計3,189万7千円。財源内訳、すべて一般財源です。内容を申し上げます。1番、図書館維持管理事業47万4千円。これについては、図書館の消防設備点検において、閲覧室の防煙垂れ壁が自動起動しないことが判明したことから、これを修繕するというものでございます。

続きまして、32、33ページでございます。11款災害復旧費。

11款2項2目林業施設現年度災害復旧費。補正額680万円、計780万円。財源内訳、地方債700万円。現年度発生林業施設災害復旧事業債であります。一般財源は減額の20万円。内容を申し上げます。1番、林業施設現年度災害復旧事業680万円。これについては、町長の行政報告の中でありましたとおり、融雪後の林道パトロールで5月7日に学園沢線で、また、5月16日北美沢線で、それぞれ地すべりにより林道が被災していることが判明をいたしました。空知総合振興局林務課及び森林室と協議をして、地すべり林地については治山での復旧工事と、林道については、町において連携をもって復旧工事を行うこととしております。早急に治山では復旧工法等に向けた調査設計及びボーリングを行い、また、林道も復旧に向けたボーリングと路線測量を実施することといたしたところであります。その林道に関する経費の分を、今回、補正するものでございます。

続きまして、34、35ページとなります。12款公債費。

12款1項1目元金。補正額1億9,440万円、計8億7,928万9千円。財源内訳はすべて一般財源であります。内容を申し上げます。1番、地方債償還元金1億9,440万円。これについては、平成25年度の地方債のうち、過疎債ソフト分1億8,990万円と、一般廃棄物事業債450万円でありますけれど、この合計額を繰り上げ償還するものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。  
○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第31号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第31号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第31号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございます。

平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては同様に、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第31号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の、内容の説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

1款、国民健康保険税。補正額減額1,531万8千円。計2億1,909万3千円。

3款、繰入金。補正額1,531万8千円、計1億7,738万4千円。

国保税の確定に伴います減額と財源不足を基金から繰入、充当調整するものでございます。歳入合計については、変わりありません。

また、歳出の補正もありません。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第32号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第32号、定住自立圏形成協定の締結について。

滝川市及び砂川市と新十津川町との間において、別紙協定書により定住自立圏形成協定を締結する。

提案理由でございます。新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今上程いただきました、議案第32号、定住自立圏形成協定の締結について、ご説明を申し上げます。

中心市宣言をした滝川市及び砂川市と新十津川町の間において、定住自立圏構想推進要綱に基づいて、定住自立圏の形成に関する協定を締結するものでございまして、本年3月に議決いただきました、新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、提案いたしております。

本協定書は、中心市と本町以外の7市町において、すべて同様の様式でありまして、乙の市町名だけが異なることとなります。

協定書の内容は、第1条から第7条までで構成されており、第1条では目的を定め、中心市と本町との間で役割を分担し連携しながら、定住に必要な機能を充実させ、地域活性化に努めることにより、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成するとしております。

第3条では、連携する政策分野を、第1号、生活機能の強化に係る政策分野。第2号、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。第3号、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3つに整理しており、取り組み内容と甲、乙の役割については、それぞれ別表第1から別表第3に定めております。

第4条では、連携協力と経費の負担についてを。

第5条と第6条では、協定を変更又は廃止する場合には、議会の議決が必要となることを規定しております。

本協定の締結について議決いただけましたら、関係5市5町が同時に協定の調印を行う予定であることを申し添えまして、内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第33号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第33号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由と内容のご説明を申し上げたいと存じます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更するといたしまして、提案理由でございます。

地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

この件につきましては、一部事務組合の廃止、そして、新たに設立された組合の加入に伴っての変更でございます。

なお、内容につきましては、新旧対照表がお手元に配布されているかと思えます。それをご覧になっていただきたいと存じます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するということになってございます。

よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第34号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第34号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第34号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由と内容のご説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更する。

この件につきましても、前議案同様でございます。一部事務組合の構成団体の変更に伴っての脱会、そして、解散、新たに加入する団体によるものでございまして、内容につきましては、新旧対照表をご覧いただければというふうに思っております。

提案理由でございます。地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでござい

す。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するということになってございます。

以上で、提案理由と内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12日は、議案調査のため休会となっております。

13日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会をいたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時33分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第2回新十津川町議会定例会

平成26年6月13日（金曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第28号 新十津川町税条例等の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第3 議案第29号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第30号 平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第31号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第32号 定住自立圏形成協定の締結について（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について  
（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について  
（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第35号 新十津川町公平委員会委員の選任について  
（説明、質疑、討論、採決）
- 第10 議案第36号 財産の取得について（説明、質疑、討論、採決）
- 第11 推薦第1号 新十津川町農業委員会委員の推薦について（説明、推薦）
- 第12 意見書案第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書  
（説明、質疑、討論、採決）
- 第13 意見書案第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書  
（説明、質疑、討論、採決）
- 第14 議員の派遣承認について
- 第15 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

- |     |     |    |   |     |    |    |   |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 安中  | 経人 | 君 | 2番  | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番  | 青田  | 良一 | 君 | 4番  | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番  | 笹木  | 正文 | 君 | 6番  | 平澤 | 豊勝 | 君 |
| 7番  | 長名  | 實  | 君 | 8番  | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番  | 樋坂  | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 |     |    |    |   |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	遠藤	久美子	君	
会計課	長	乗松	真寿美	君	
保健福祉課	長	長谷川	雄	士	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	小林	透	君	
建設課	長	村中	忠	夫	君
教育委員会	次長	野崎	勇	治	君
代表監査委員		山本	忍	君	

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	高宮	正	人	君
-----	---	----	---	---	---

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。7番、長名實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第28号から議案第34号までの案件につきましては、6月11日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、直ちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第28号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 2点質問いたしますけれども、軽自動車税というのは、各市町村単位で税金の金額を決めることができるのでしょうか。というのは、何年前に、娘さんが滝川にいて、そして、軽自動車税の納付書がきたのだけれども、同じ軽なのに新十津川は7,200円なのに八千何ぼだかの納付書がきたというんですよね。それで、何で違うんだと言って、そこの旦那さんが滝川の市役所に抗議の電話をしていたというのをちょっとあったのもですから、その税金は国で決まっているのではなくて、各市町村ごとに税金の金額を決めることができるのかどうかというのが、まず、1点と。

今回の税条例の全体の関係では、増収になるのか、減収になるのか、そこら辺についてこの2点お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） それえは2点の答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。まず1点目の軽自動車税の税率は、市町村単位で決められることができるのかというご質問ですが、国が定める地方税法で定めるものは、標準税率というものを定めております。説明でも申し上げましたが、今回、標準税率が1.5倍、又は、1.25倍に変わったということで、本町の

場合は、その標準税率と同税率に、軽自動車については改正するものですが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、滝川だとか近隣の町では、この標準税率によらず、制限税率というものが国では定められておまして、制限税率というのは、標準税率の1.5倍ということで、この範囲まででしたら市町村の独自の判断で税率は決められますよと、これ以上の高い税率はだめですよという税率です。ですから、滝川市が高いというお話でしたけれども、滝川市の場合は、標準税率ではない税率を定めて課税しているから、そういう違いがあるということで、近隣では、他の市町村も軽自動車については、制限税率内の税率を定めている町は、あるはずでございます。

2点目の、増収の話ですけれども、初日に説明いたしましたけれども、軽自動車につきましては、全てが基本的に上がりますので増税となります。来年度は、軽自動車、自動二輪などが上がりますし、再来年度につきましては、軽自動車の重課税率ということで、13年を経過した車については税率が重く加算されるとうことで、2年目以降については、もちろん上がっていくということになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第29号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今回の条例の改正で、限度額が4万上がるのところと、それから税率が下がる場所とあるのですけれども、今回の国保の条例改正では、全体的にどういふふうになるのかなというふうに思うのと、議案第31号、まだこれから出てくるんですけどね、それでいきますと、国民健康保険税の減収が1,500万以上になっているものですから、今回の条例との関係で、31号とも関係しているのかどうか、その点についてお伺いしたい

と思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。今回の改正は、限度額の上限を上げるという改正と軽減措置を拡充して、軽減世帯が増えるということで、初日に説明いたしましたけれども、見込みといたしましては、限度額改正により増額となる金額は、税金で200万円ほど増えるということで、反対に軽減措置が拡充によって、税額が減少するのが332万円という見込みを立てておりますので、差し引きいたしますと130万円ほど減るのではないかとということですが、平成25年の所得が確定いたしました、それに基づきまして試算したところでもって、先ほどおっしゃいましたように、後ほどありますけれども、補正予算を組んだところです。

補正予算に関係いたしますけれども、所得の状況に応じまして税金が変わってくるものですから、全体で1,500万円ほど税金が下がるというのは、今回の条例の改正による影響といたしましては、差し引き、さっきも言いましたように130万円ほどですが、昨年の所得が若干下がっているということの影響でもって、トータルで1,500万円ほど下がるという試算でもって、今回は、補正の方はしているところです。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第30号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 5点ほどありますけれど、全部言っていていいですか。

○議長（長谷川秀樹君） はい。

○9番（樋坂里子君） まず21ページの、21の保護司の支援事業ですけれども、当初予算で5万9千円、これは事務費で7万4千円、今度補正なってるのですけれども、事務所が変わるといふことで、最初の5万9千円も事務費なのか、それに足りない分として7万4千円がプラスされたのかという点が1点。

次は、23ページの臨時福祉給付金ですが、事務費の不足分ということの説明だったと思うのですけれども、臨時福祉給付金、この総額、所要見込みの2,634万7千円の中から事務費が91万7千円で、後の残りは給付金というふうに考えていいのかということと、その下の子育ての方も関係するわけですけれども、子育ての方の金額も、町のはどのくらいになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次の25ページ、青年就農給付金ですけれども、これは、今年2人というふうになってますから、これ何人、該当する人がたくさんいれば、その年に何人でも給付することなのか、限度額を決めていて、1年間に2人ずつにしますよというのか、この辺、出すことには反対ではありませんので、どういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

それから27ページ、ふるさと温泉の維持管理交付金なんですけれども、維持管理交付金というのは、限度額を決めているのかどうかということと、それから、その下の修理代も出しているのですけれども、グリーンパークとのそもそもの契約がちょっとよく分かりませんので、契約の内容を聞かせていただきたいなというふうに思うんですけれども。

それと35ページの地方債の償還ですけど、繰り上げ償還によるメリットは、どのくらいあるのか、どのようになっているのかということをお聞きしたいと思いますので、お願いします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

まずは総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） それでは、私の方に質疑のありました2点について、お答えいたします。まず、保護司会の関係でございますが、当初予算は、例年どおり保護司会の新十津川司会の運営に係る支援という形で5万9千円を計上いたしております。これは、例年どおりの計上でございます。副町長がご説明申し上げましたとおり、本年度から、滝川地区の保護司会の事務所ということで、新たに別な箇所に移転したことから、それに伴う賃借料、それから一般的な事務所の維持経費ということで、三十数万円の経費がかかるということで、滝川市と本町において保護司会の人数等々の一定の基準により、本町が7万4千円を負担するというので、今回、計上させていただいたものでございます。

次に2点目の、繰上償還のメリットでございますが、これは、過疎ソフト分として1億8,990万、そして一般廃棄物で450万ということでご説明いたしました。これは市中銀行からの借入れでございます。5年間の予定で借入れておりますが、この繰上げによるメリットが概ね330万円ということで見込んでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長（長谷川雄士君） それでは、民生費の関係の補正についての内容の説明いたします。ご質問は、両事業の事務費と交付金の内訳というか、そういうご質問でなかったかと思いますが、まず、社会福祉総務費の臨時福祉給付金支給事業につきましては、交付金の額は今回補正を上げていませんので、当初予算のままで2,320万円ほどで、それ

以外は全て事務費ということになりまして、事務費の内訳としましては、今回補正します臨時事務職員、雇用関係の経費、それから事務用消耗品、それからチラシ等の配布関係等の印刷製本費、それから郵券代等、それから当初予算に載せているのですけれども、給付管理システム関係の委託料等がありまして、事業費の2,800万円ほどから交付金2,320万円ほど引いた分が、全て事務費ということになります。

それから、次に児童福祉費の子育て世帯臨時特例給付金の支給事業につきましては、今回、交付金の試算算式の一部確定した分がありましたので、交付金の額を今回補正しまして、補正後の金額が807万円ほどになりまして、事業費全体で832万9千円になりまして、それ以外が全て事務費になりまして、事務消耗品、それからチラシ等の印刷製本費、郵券代等でありまして、それが事務費の額というふうになります。これはすべて事務費も含めまして財源としては、国庫の補助金ということになります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは最後に産業振興課長。

○産業振興課長（小林 透君） それでは、ご質問にお答えします。まず1点目の青年就農給付金について、限度額があるのかと、何人でも対象となるのかということですが、これについては、政府の農業政策の一環として、交付金事業が行われているものでございまして、対象者に対しては全て交付されるというものでございます。

2点目ですが、温泉の維持管理の交付金について限度額を決めているのかということですが、これにつきましては、一定の計算式がございまして、それに基づいた加温経費の4分の3の額を交付するというものでございますので、その計算式に上限は設けてございません。したがって、加温経費に掛かった経費の4分の3の額ということで交付をするものでございます。

最後3点目ですが、温泉の揚水設備の更新に係るグリーンパークでございしますが、グリーンパークの方との契約内容について、どのような内容かということですが、契約につきましては、本町が所有します温泉、ふるさと公園の中には2本ございします。その2本ともグリーンパークの方に貸すというものでございます。その他、地下水の井戸もございしますので、それも2本貸すということですが、貸すにあたって使用料については無料とすると、ただし、温泉等を汲み上げることに係る維持等の経費については、グリーンパークの方で全部見てくださいということですが、

契約については、毎年契約なんですけど、自動的に更新されるというものでございます。

今回、補正をいたしますのは、本町は温泉を汲み上げる権利を有してございます。その権利、それから温泉を汲み上げるということに関しましては、汲み上げるポンプについても一体の物というふうに解されるところでございまして、したがって、本町が設置しました温泉の井戸、本町がその権利を有する温泉の井戸に関する修繕ということで、今回につきましては、この動力ポンプの更新を本町が行うということにしてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今回のふるさと温泉の経費なんですけども、毎回、少しずつ交付金が増えてきているんですね。それで、限度額がなければ、向こうから言われたまんまの金額をこれからも出していくという見通しはあるのか、ないのか。そこら辺どうでしょ



う。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林 透君） それでは、お答え申し上げます。最近、重油の、燃料の価格が上がってございます。交付金の額が上がっているということに関しましては、その燃料の経費自体が上がっているということで、それに応じまして上がっているというふうに解しております。計算式におきましては、一定の計算をしてございますので、あくまでも、温泉を加温する経費に係る燃料代相当ということの計算をして交付するというところでございます。よりまして、重油の価格に応じた上下が、今後、発生するであろうというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第31号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 先ほどの国保税条例の時にちょっと聞いたんですけど、平成25年の決算が決まったので1,500万の減額をして、それを基金から繰入れるんですよね、基金でね。それで、基金も大分減ってくるんでないかなというふうには思うんですけども、国保税の改正ということは考えているのかどうか。その点について、お聞きしたいんですが。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今の質問にお答えいたします。議員さんがおっしゃるように、今回は、税の不足分を基金から繰入れるという補正でございまして、国保税の改正につきましては、26年度は今回上程いたしました改正のみでございます。昨

年度、25年に税率の改正を行っておりますので、今回は税法の地方税法施行令の改正に伴うものだけに止めまして、あとは基金で賄うという判断をいたしております。ですが、国保の性質からいたしまして、皆さんがかかった医療費が主なものでございますので、その医療費がどのくらいかかるかということを見込んで、あとは国や道などから入ってくるお金以外に、税をもって賄うというシステムでございますので、来年以降ですね、どういう見込みで、どのような改正があるかというのは、今の段階ではちょっとお答えしようもないんですけども、税率は、その年年で所得に応じたりだとか、皆さんの所得の状況にもよったりもしますし、かかる医療費の見込みによって判断させていただくということで、ちょっと、そういうお答えでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第32号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） ちょっと細かく7点ほどありますので、お願いいたします。

まず1点目ですが、全国の町村会では、一応、道州制ということが国で出された時に、道州制には断固反対だということを申し入れておりまして、それは新たな州県体制を生み出して、大都市圏への集中を招き、地域間格差を一層拡大し、市町村合併が事実上強制されるのではないかという懸念があって、道州制を反対ということを行ったわけですが、地方公共団体の事務の一部を、他の公共団体の首長に管理、執行させることができるようになるということの懸念はどうかということですか。

それに関しまして、各自治体は単独で1人前である必要がなく、施設やサービスが広域連携して提供できれば良いということになるのだけれども、それで良いのかどうか。

それから3つ目は、中心市に初年度は4千万、中心市というのは滝川市と砂川市なのですけれども、その他の所には1千万というお金が国から交付されるのですが、その後、来年度は2市で8,500万、その他の市は1,500万というふうに聞いておりますけれども、その入ってきたお金はどのように使われるのかということを知りたいです。

それから4点目は、広域行政の計画、調整、意思決定が首長間の行政間で行われ、住民参加の意見交換の場がないのではないかとということです。中心市が4人とか5人と言ってきましたよね、あと地方が2名ということなので、それだけの人数で各町村の意見がちゃんと反映されるのかどうかということです。

○議長（長谷川秀樹君） 7点ほどあると言いましたけれども、ちょっと整理して、まず前段の4点を答弁していただきたいと思います。

それでは答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 1つ目の道州制の問題について、北海道町村会としましても、道州制については反対の決議をしております、国に対してそのような申し入れをしているということでございまして、今日の新聞にも出ておりましたですね、道州制の法案については、今回は国会の中で審議しないと、先送りするということでございますから、やはり、今いろいろと課題があるから、そういったようなことにもつながってきているんでなかろうかなというふうに思っておりますから、それはそれとして、そういったような状況でございまして、道州制の問題については、その考え方は変わってございませぬですから、それはそのようにしてご理解願えればというふうに思っております。

事務の委任というか、広域的に今後の先行きを考えますと、交付税もこのまま現状が維持されるということについては、なかなか厳しい状況下にはあると。ですから、広域的にできるものについては広域的にやると、一部事務組合については、ご承知のとおり13ございますから、効率的にできるものは、そういったことで実施をします。特に今回の雨竜町との給食センターについては、雨竜町から委託を受けているのですよね。ですから、そういったことは可能ですから、町として不利益、住民の皆さんが不利益にならないようなことで、なおかつ、効率的に行政事務が取り進められるものについては、そういった形で考えていくのも一つの方策ではないかと、選択の一つでないのかなというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは残り総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） それでは事務的な話、私の方からお答えしたいと思います。

3点目の国からの金の流れということですが、中心市が4千万、周辺市町が1千万ということで、昨年までこういう形でございました。現在、改正になって中心市が8,500万、周辺が1,500万ということになりそうだという情報が入っておりますが、これは確定したものではありません。このお金がどういう形で流れるかということに関しましては、取り組んだ事務事業等によって、それを上限値として特別交付税で交付されるという流れになります。したがって、ひも付きのお金という形ではなくて、特別交付税ですから、一般財源という形で、どういう形でも使えるというふうな形になるというふうにご理解いただきたいと思っております。

4点目のビジョンの関係と申しますか、住民参加の関係でございまして、議員さんが質

疑にありましたとおり、中心市が5名、本町については2名ということで、今、ビジョン懇談会にお願いする状況でございます。ただ、これは毎年、こういう形で委員にこういう懇談会を持っていくということで聞いておりますし、委員さんについても、任期がございまして一定程度で変えていくというような形もあると思います。したがって、いろいろな方の意見というのはそこで聴取できると思いますし、もちろんパブリックコメント等で、この委員以外の方の声というのをも吸い上げるという形で進めてまいりますので、ご心配のないことになろうかというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは残りの質疑に入ってください。

○9番（樋坂里子君） 順番でいくので5点目ということで、広域連携はそれぞれの町が自立できることを前提としているのですが、各々自立していけるのかどうか。さっき一番先に言いましたように、合併ということも懸念されますので、それはどうなのかということです。

それから6点目は、中心市に何でも集中されてしまえば、新十津川は滝川市だとか砂川市の近隣にありますから、大した影響はないかなというふうには思うのですが、離れた市町村、芦別とか赤平、歌志内、上砂川の、人の町村は関係ない心配することないのですけれども、そういう所の離れた市町村では、やはり中心市に何でも集まるということに対する懸念が持たれるのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺はどうなのか。

それに関連しまして、滝川市が何でも中心市なので、お金もたくさん入るそうなんですけれども、滝川があれば、これも、ここに、新十津川でなくて、滝川につくりたいと言った時に、それを反対していけるだけの力関係ができるのか。これは反対ですよという発言をしていけるのかどうかという、その点についてお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） まず5番目の質疑ですけれども、連携についてということですが、自立することが前提であるのかということ。もちろん、これは定住自立圏という言葉のとおり、各市町が自立した上でお互いにメリットを享受するために連携していこうという趣旨の構想でございますので、当然、そういう形になります。

それから6番目の中心市に何でも集中するのではないかとということでございますが、これに関しましても、現在はいろいろな形で中心市が、確かに施設も、先ほど申し上げたようなご質問にあったように、フルセットとという形でやってきていたのは事実ですけれども、今後はそういう形でできないであろうということから、中心市であっても、やはり周辺市と連携していかなければ厳しい時代が来ているということでございますので、こういった構想も持たれてきたということです。したがって、例えば例で言いますと、本町にあります温水プールがございまして、こういった物は周辺に全てあるかと、ない市町もたくさんありますので、本町がその中心を担う形になろうかと思っております。こういうような例もございまして、何でも中心市ということではないとうふうに考えております。

最後の滝川市につくりたいという場合に、反対ができるかという話ですが、これは、施設であったり、そのものによりますと思っております。ケースバイケースでございますので、例えば、一部事務組合であったり、広域連合的な組織を作って共同運営していくというような形も

あると思いますし、滝川市がつくった施設に本町が委託をして、お願いをして、それに加えてもらうという形もケースとしてはあると思います。したがって、それはその時々  
の協議の中で進めるものであって、定住自立圏をここで協定したからといって、本町がす  
べて言いなりになるというか、そういう形で進めるという形では決してございませんので、  
誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今の7点について答弁いただきました。ぜひ、これからできる自  
立圏については、新十津川町のことを中心的に考えた、そういう会議の時に発言をしていっ  
ていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） この考え方ですね、私は大いに期待したいし、賛成をしたいと思  
います。是非、前向きに物事が進むように、是非、事務担当者も、あるいは理事者の方も  
頑張っていたきたいということを申し上げたいと思います。

その上でちょっと疑問に感じていることを、前にもどっかで申し上げたのではないかな  
と思いますけども、広域の市町村圏組合というものが、もう組織されて、うちもお金を出  
してかなり長い間活動しているんですけども、私の思うところ、どうもこういったものと  
そう大差はないのではないかというふうに思われてならないところがあるんです。それで、  
客観的に見させていただいて、実は、この広域圏の部分については、ちょっと筋が外れる  
かもしれないけども、果たしてうまくいっているのかどうかという部分を、疑問視しなが  
ら推移を見守っているのですけれども、また、新たにこういう構想ができて、それと  
の整合性といいますか、考え方をどういうふうに区分しながら、この圏域の発展につなげ  
ていこうというお考えになっているのか、その辺について、町長のお考えをちょっとお聞  
かせいただきたいなと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 広域市町村圏組合は、全国で要綱をもって広域市町村圏組合の要  
綱が定められておりまして、その要綱につきましては、要綱が廃止されたのが3年ほど前  
であります。本来であれば、要するに全国的な考え方としましては、要綱が廃止というこ  
とになりますと、それなりの役割は達成したというふうな考え方にも、一つはなると思  
います。

それに代わるものとして、今、定住自立圏構想が出てきたわけでございますけれども、  
ただ、中空知につきましては、広域市町村圏組合としての、まだ役割を持っているもの  
があるということから、今、実施、具体的に上げるのならば、中空知交通災害の関係やら、  
ふるさと市町村圏を基にしての、いろんな事業の展開もしているところでもございます  
から、これらにつきましては、定住自立圏とは、また別個に中空知市町村圏組合としての  
役割を果たしているということでございます。

ただ、今後としましては、どのような方向に向かっていくのかということについては、  
これは5市5町の中で、お互いに協議をして進めていくことにもなるわけでございますか

ら、今の段階で、私の方から、そこの中に入るだとか、入らないだとかということには、ちょっと申し上げることにはなりませんけれども、あくまでも5市5町の中でもって協議をし、今後の広域市町村圏組合としてのあり方については、どういったことになるのかということについては、今後検討されることもあり得るかと思えますけれども、当面は、広域市町村圏組合としての、やはり役割は、今、お話したような事業も現実に展開をしているところでもございますから、これはこれとして機能を発揮し、なおかつ、定住自立圏につきましても、これは別個の形の中で進めていくということになろうかというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第33号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第34号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第35号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第35号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央323番地7。氏名、平幹夫。昭和26年1月20日生まれでございます。

提案理由でございます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

平氏におかれましては、皆さん方もご承知のとおり、西空知広域水道企業団の事務局長を最後に、企業団を退職してございまして、退職後の現在におきましては、民生委員児童委員としてご活躍中でございます。公明なる識見を有してございまして、公平委員会委員として適任であり、専任したいとするものでございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

げまして、ご同意されたくお願い申し上げます。提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第36号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、上程をいただきました議案第36号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、除雪ドーザ1台。2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、1,074万6千円。5、契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツ建機販売株式会社、北海道カンパニー砂川支店、砂川支店長、山口幸彦。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

今ほど申し上げましたように、建設機械の老朽化に伴っての、この度の更新ということでございまして、なお、裏面に指名業者、財産の規格、納入場所、納入期限等を記載してございますので、お目通しを願いたくお願いを申し上げます。ご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。



質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっとお伺いしますが、この取得価格一千万ちょっとなんです、私どもの農業機械から見ると、すごく安いものだなというような感じを受けるわけなんです、更新ということなので、古い機械が当然残っていると思います。それで、この値段が安いと思うのが、下取りの値段の差額もこれで差っ引いてなのか、下取りはさせないで、これ本体のみのことなのか、下取りはいかにどうするのかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） ただ今のご質問にお答えいたします。現有の車両につきましては、下取りということで、この価格自体は、その下取り価格も含まさった価格ということになります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎推薦第1号の上程、推薦

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、推薦第1号、新十津川町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会事務局長より提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 推薦第1号、新十津川町農業委員会委員の推薦について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により新十津川町農業委員会委員を推薦する。

提案理由でございますが、農業委員会委員の任期満了に伴い、新十津川町長より議会推薦の農業委員会委員について推薦依頼があったので、農業委員会委員の推薦について、議決を求めるものでございます。

内容の説明を行います。新十津川町農業委員会委員の任期につきましては、本年7月19日をもって満了となります。農業委員会委員には、選挙による委員と選任による委員がありますが、選任による委員の任期は、農業委員会等に関する法律第15条第4項の規定により、選挙による委員と同一となっております。

このことから、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、平成26年5月30日付けで新十津川町長から議長宛に選任による委員の推薦依頼があったところでございます。

なお、議会推薦による農業委員の被推薦者数につきましては、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例第2項の規定により2名以内となっておりますが、今回、1名の推薦依頼となっております。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会推薦による農業委員につきましては、ただ今、議会事務局長から説明のあったとおり、1名とすることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員会委員は1名とすることに決定をいたしました。

それでは、農業委員会委員の推薦方法について、どのように行うかをお諮りをいたします。どなたかご意見がございましたら発言願います。

6番、平澤豊勝君。

○6番（平澤豊勝君） 推薦の方法については、各常任委員会から2名ずつ出ていただいて協議していただいたらよろしいかと思っております。お諮りください。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、6番、平澤豊勝君から、各常任委員会からそれぞれ2名の選考委員を選出し、農業委員会委員の選考を行うという発言がございましたが、このような方法で進めてよろしいでしょうか。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会より2名ずつ選考委員を選出し、新十津川町農業委員会委員を選考することに決定をいたしました。

選考委員の選出をいただくまで、この場で暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告が参っておりますので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会からは笹木正文議員、安中経人議員。経済文教常任委員会から長名實議員、西内陽美議員。以上の4名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出された方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、新十津川町農業委員会委員の選考をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選出をいただきたいと思います。

11時10分まで休憩いたします。

(11時00分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時10分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、新十津川町農業委員会委員の選考をお願いしていたところでございますので、選考委員を代表して笹木正文議員より結果の報告を願います。

5番、笹木正文君。

〔選考委員代表 5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） それでは、選考の結果を発表させていただきます。選考委員会で慎重に審議いたしました結果、議会推薦の農業委員会委員として、山田秀明議員を選考いたしました。議員各位の皆さんの賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表して笹木正文議員から、報告がございました。

この際、地方自治法第117条の規定により、山田秀明議員の退席を求めます。

この場で暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〔4番 山田秀明君除斥退場〕

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員には、山田秀明君を推薦することといたしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、農業委員会委員には、山田秀明君を推薦することに決定をいたしました。

住所は、新十津川町字大和192番地3、生年月日は、昭和25年12月16日生まれです。

この場で暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〔4番 山田秀明君入場〕

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします

本人が議場におられますので、この場より、山田秀明君を農業委員会委員に推薦することに決定したことを、通知いたします。

---

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、意見書案第2号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第2号について、内容等の説明を申し上げたいと思います。提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書。このことにつきまして、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するということでございまして、朗読をもって説明に代えたいと思いますので、ページをお開きいただきたいと思います。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。

「音声聞こえない」、「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

しかしながら、我が国で手話は、日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」が必要である。

よって、次の事項を実現するよう強く要望する。

記といたしまして、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及及び研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するということでございます。

日付は、本日6月13日でございます。議長名をもちまして、提出先が、両議院議長、それから内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣となっております。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。  
直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより、意見書案第2号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第2号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。  
提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣といたします。

---

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、意見書案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。  
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。  
3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第3号について、内容の説明を申し上げたいと思います。提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するということでございます。内容につきましては、意見書案の朗読をもって説明に代えたいと思います。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染

被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は、明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変、肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するとなっております。

日にちは本日付でございまして、議長名をもちまして、提出先は、両議院議長、それから内閣総理大臣、厚生労働大臣宛となっております。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣といたします。

---

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議員の派遣承認についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣承認についてご説明申し上げます。

はじめに、経済文教常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、7月30日、場所は、夕張市及び三笠市であります。派遣議員は、議長及び経済文教常任委員5名でございます。目的でございますが、生薬の生産状況と今後の取組み並びに小中一貫教育についてです。経費につきましては、概算で6千円です。

次に、総務民生常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、8月1日、場所は、札幌市及び千歳市であります。派遣議員は、議長及び総務民生常任委員5名でございます。目的でございますが、災害への備え並びに協働事業についてです。経費につきましては、概算で1万2千円です。

次に研修会についてご説明申し上げます。

はじめに、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月4日、場所は札幌市であります。派遣議員は、全議員。経費につきましては、概算で5万円となっております。

次に、中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月11日、場所は砂川市、派遣議員は全議員。経費は、概算で3万円です。

次に、議会議員管外視察研修です。日程は7月14日から7月15日まで、場所は本別町、足寄町及び新得町であります。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、豆のブランド化、再生可能エネルギーを活用した地域振興及び地域特産品の開発についての研修です。経費につきましては、概算で29万円となっております。

次に、中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会です。日程は7月18日、場所は上砂川町、派遣議員は全議員。経費は、概算で4万5千円です。

次に、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月24日、場所は北竜町、派遣議員は全議員。経費は、概算で4万5千円です。

次に、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会でございます。日程は8月22日、場所は札幌市、派遣議員につきましては、議会広報特別委員会委員5名。経費につきましては、概算で3万円です。

以上、議員の派遣承認の明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第74条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定をいたしました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成26年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時31分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員